

## 2. 公共用緑化樹木等品質寸法 規格基準(案)の解説

- 2 - 1 適用
- 2 - 2 用語の定義
- 2 - 3 規格の構成
- 2 - 4 品質及び寸法の判定
- 2 - 5 品質の表示項目
- 2 - 6 寸法の表示項目
- 2 - 7 寸法の表示単位
- 2 - 8 品質規格
- 2 - 9 寸法規格



## 2. 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説

### 2-1 適用

本基準(案)は、主として都市緑化の用に供される公共用緑化樹木等について、品質と寸法を定めたものであり、樹木等の搬入(納品)時に適用すべきものである。

なお、本基準(案)は、公共施設等の緑化にあたって、使用する樹木等のうち必要最小限の種について、これを使用する場合の一つの基準を示したものである。よって、地域の特性や緑化の目的等による他の樹種の使用、あるいは本寸法規格以外の樹木等の使用を制限するものではない。

#### 【解説】

この規定は、適用対象と適用時について示したものである。

適用対象は、「主として都市緑化の用に供される公共用緑化樹木等」とされており、公園・緑地、道路、その他公共施設等の緑化に使用される樹木等を対象としている。

しかし、すべての公共植栽工事について厳密に適用されなければならないという性格のものではなく、当然のことながら地域的条件、設計条件、現場条件等により、本基準(案)以外の規格の樹木及び樹種の使用が必要なケースも考えられるが、それらの使用を制限するものではない。また、本基準(案)の対象樹種は、全国的に需給の多いものを対象としているが、選定されている樹種が、すべて全国的に用いることが出来るとは限らない。

公共施設等の緑化工事においては、現在でも相当数の樹種及び寸法の樹木等が使用されていると考えられるが、本基準はそれらのうち比較的使用数が多く、かつ生産量の多い代表的な樹種について定めたものであり、本基準(案)に記載されていない樹種や、本基準(案)に記載されていない寸法規格の樹木等を、使用することを制限するものではない。

表 2-1 適用

適用対象	主として都市緑化の用に供される公共用緑化樹木等
適用時	樹木等の搬入(納品)時
基準(案)の構成	本基準(案)は、「品質規格」と「寸法規格」により構成される。
その他	本基準(案)は、記載されていない樹種や記載されていない寸法規格の樹木等を使用することを制限するものではない。

一方で北海道や、南九州・沖縄等で用いられている北方系、南方系の樹木についても、代表的なものは取り入れているが、他の地域に比較して充分であるとはいえず、これらの地域においては別途の基準の作成や運用が望ましい。

なお、本基準(案)が、他の緑化工事、すなわち公共工事以外の工事に使用される樹木等にも適用されることはこれを制限するものではない。

適用時については、「樹木等の搬入(納品)時」と示されていることから、樹木等の材料の納入時、つまり植栽工事の材料である樹木を工事現場に持ち込んだ際の現場検収時において適用される規格である。このことは、工事時における手入れ(刈込み・剪定<sup>せんてい</sup>など)、植え込みによる変化や、納入後の時間経過による変化を含まないものとする。従って、本基準(案)は、樹木等の設計上の規格とは異なる場合もある(例えば、刈り込んで所要の高さを得ようとする場合、材料の寸法はより高い樹高のものを用いる必要があるケースなど)。

なお、樹木等の材料検収は、原則として現場検収によるが、材料特性により生産苗畑に向いて検収を行わなければならない場合においても、本基準(案)を準用することとする。

## 2-2 用語の定義

この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表 2-2 基準(案)における用語の定義 1/2

用語	定義
公共用緑化 樹木等	主として、公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹形	樹木の、特性・樹齢・手入れの状態によって生ずる幹と樹冠 <small>じゅかん</small> によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を、「自然樹形」という。
樹高 (略称：H)	樹木の、樹冠 <small>じゅかん</small> の頂端から根鉢 <small>ねぼち</small> の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。 なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は、幹部の垂直高をいう。
幹周 <small>みきしゅう</small> (略称：C)	樹木の、幹の周長をいい、根鉢 <small>ねぼち</small> の上端より 1.2m 上りの位置を測定する。この部分に、枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が、2 本以上の樹木の場合においては、おのおのの周長の総和の 70% をもって幹周 <small>みきしゅう</small> とする。なお、「根元周」と、特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝張 <small>えだばり</small> (葉張 <small>はばり</small> ) (略称：W)	樹木等の、四方面に伸長した枝(葉)の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張 <small>はばり</small> とは、低木の場合についていう。
株立(物)	樹木等の、幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。 なお、株物とは、低木でそう状を呈したものをいう。
株立数 (略称：B.N)	株立(物)の、根元近くから分岐している幹(枝)の数をいう。樹高と株立数の関係については、以下のように定める。 2 本立 - 1 本は、所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70% 以上に達していること。 3 本立以上 - 指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70% 以上に達していること。
単幹 <small>たんかん</small>	幹が、根元近くから分岐せず 1 本であるもの。

表 2-2 基準(案)における用語の定義 2/2

用語	定義
根鉢 <sup>ねぼち</sup>	樹木等の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木等の移植に際し、土のまとまりをつけずに掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。
根巻	樹木等の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。
コンテナ	樹木等を、植え付ける栽培容器をいう。
仕立物	樹木の自然な生育にまかせるのではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
寄せ株育成物	数本の樹木等を、根際 <sup>ねまわ</sup> で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。
接ぎ木物	樹木等の全体あるいは部分を、他の木に接着して育成したもの。

以下、各用語を解説する。

## (1) 公共用緑化樹木等

主として、公園緑地・道路・その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。

### 【解説】

この定義は、樹木等を使用する対象地を規定し、そこで行われる緑化工事に使用される樹木等を総称しているものである。

つまり、公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化工事において使用される樹木等の材料を総称して公共用緑化樹木等とするものである。

本定義においては、樹木等の種類は特に規定していない。少なくとも本基準(案)の寸法規格表(案)にまとめられている樹木等は該当するものであるが、その他の樹木等もその対象となるものである。

基本的に個人の趣味を対象としたいいわゆる仕立物としての「庭木」とは異なり、公共用緑化樹木等は、「同じ品質・寸法規格に近いものが多量に供給できる」、「適正価格」、「維持管理が容易」などの条件を満たすものが好ましいといえる。

なお、本基準(案)の樹木等は、原則として苗畑生産品を対象とし、露地栽培樹木のほかコンテナ栽培樹木等を含むものとする。



写真 2-1 苗畑生産品 (クスノキ)



写真 2-2 コンテナ栽培樹木 (クロマツ)

## (2) 樹形

樹木の、特性・樹齢・手入れの状態によって生ずる幹と樹冠<sup>じきかん</sup>によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。

### 【解説】

樹形は、類別すると自然樹形と人工樹形（仕立物）とに大別される。

自然樹形は、それぞれの樹種ごとに樹齢に応じて形成される樹形があり、さらにそれらは生育地の環境条件によって影響を受け、様々な樹形になる。また、樹木は、それぞれの樹種の樹齢に対応して、その樹形は幼木形・成木形・老木形といわれるように変化する。

本定義でいう「自然樹形」とは、いかえれば「自然形樹形」ということができ、人の管理下であって、過度の人為作用を受けずに、樹齢に応じた樹種固有の形に育成されたものであり、上記の区分に従えば幼木形～成木形に該当する。ただし、樹高が0.5～1.5mの樹木等においては、一般に自然樹形の形態にまで生育していない場合が普通である。

資料編の図は、本基準(案)の寸法規格表にある幼木形の自然樹形と、一般的な成木形～老木形の自然樹形を対比して示したものである。

なお、実際の使用においては、本基準(案)に該当する自然樹形のみでなく、自然風植栽や斜面植栽、寄せ植え・群落植栽などの場合、植栽環境にふさわしい斜幹や枝張りの樹形の活用がなされることが、多様な植栽景観の形成には大切である。

人工樹形（仕立物）は、樹種の持つ特性を活用することによって庭園等の特定の使用目的のためにつくられた樹形であり、美的造形を主な対象としたものである。



写真 2-3 自然樹形



写真 2-4 人工樹形（イヌマキ）

### (3) 樹高（略称：H）

樹木の、樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は、幹部の垂直高をいう。

#### 【解説】

樹高とは、樹木の地上部の高さである。

その寸法値は、樹木の根鉢の上端から樹冠の頂端までの、垂直に測定した高さの値とする。この場合の「根鉢の上端」は、鉢付の場合、鉢から出ている幹の根元で土と接する部分をいい、ふるい掘り等の場合は、生産時に地面に接していた幹の部分をいう（図 2-1 参照）。「樹冠の頂端」は、樹冠線を形成する樹形の一番高い部分をさす。したがって、樹冠線より突出した枝は含まない（図 2-2 参照）。

なお、ここでいう樹冠とは、樹木を構成している枝葉の集まりをいう。

針葉樹等の場合、樹冠の頂端の垂れ下がった部分や当年枝の部分は含まないものとする（図 2-3 参照）。

また、針葉樹、イチヨウ・ユリノキの幼木のように、当年枝の高さに占める割合が大きいものの頂端は、側枝の頂端を結んだ線とする（図 2-4 参照）。

ヤシ類、シュロなどの特殊樹においては、樹高の頂端を当年枝葉の着生部までとし、一般に「幹高」と呼ぶ（図 2-5 参照）。（沖縄ではこの位置をヤシの生長点とし、「幹高」のことを「生長点高」と呼んでいる。）

カナリーヤシの幼樹などの主幹の短いものは、葉先から根鉢の上端までの寸法「葉尺」を樹高とする（図 2-6 参照）。

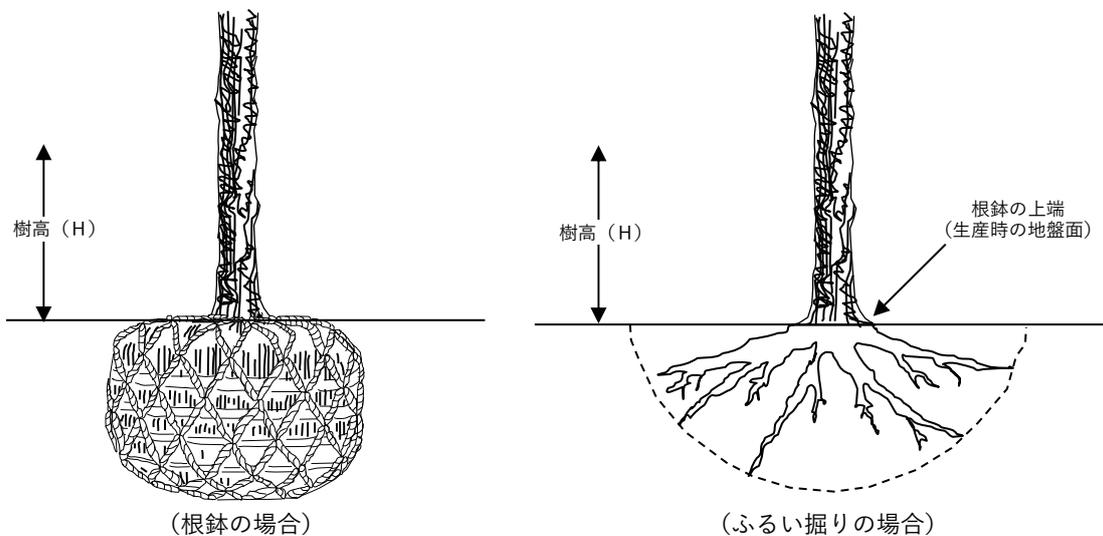


図 2-1 根鉢の上端（参考）

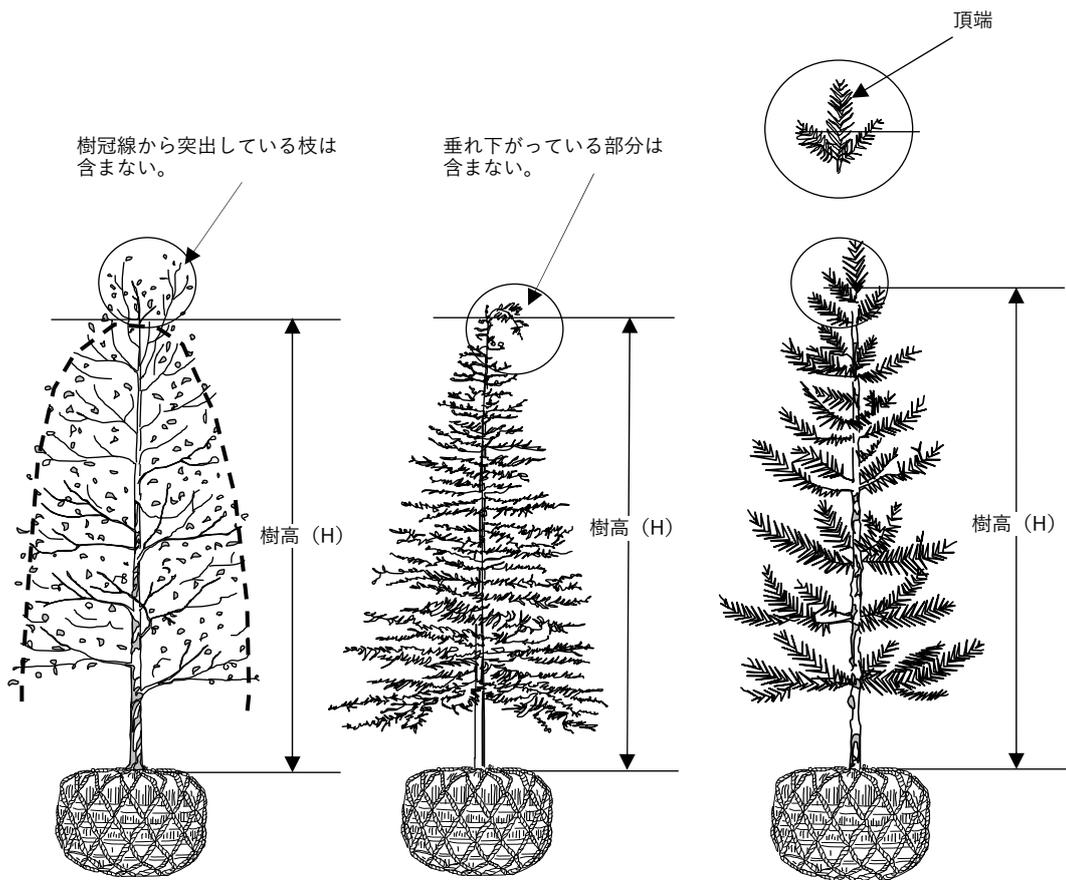


図 2-2 (参考)

図 2-3 (参考)

図 2-4 (参考)

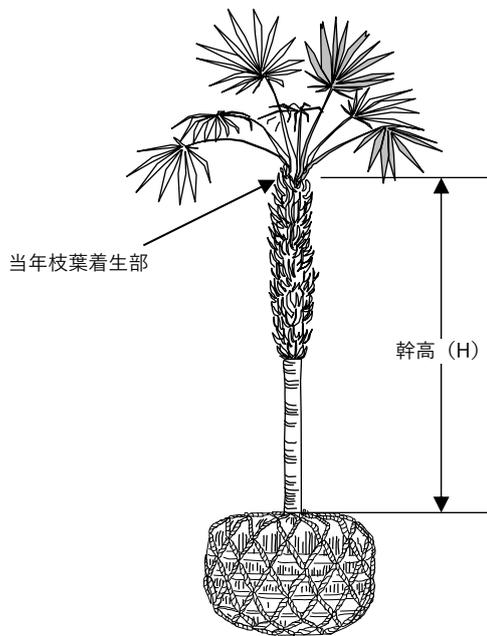
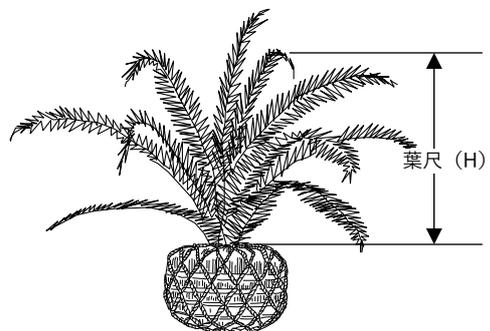


図 2-5 (参考)



(カナリーヤシ)  
図 2-6 (参考)

(4) 幹周 (略称：C)

樹木の、幹の周長をいい、根鉢の上端より 1.2m 上りの位置を測定する。この部分に、枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が、2 本以上の樹木の場合においては、おのおのの周長の総和の 70% をもって幹周とする。なお、「根元周」と、特記する場合は、幹の根元の周長をいう。

【解説】

幹周とは、樹木の幹の周長をいう。

この定義は、寸法規格において幹周が表示されている樹木について、その樹木の根鉢の上端から 1.2m 上りの位置における幹の周長をいう (図 2-7 参照)。

しかし、ウメなどのように樹木の根元付近から幹が分岐しやすいもの、また幹が太くても樹高の低いものは幹周の測定がむずかしい。このような樹木の場合は、栽培圃場で、幹が土と接している根元部分の周長を測定する。根元周は、別に「芝付き」ともいう (図 2-8 参照)。

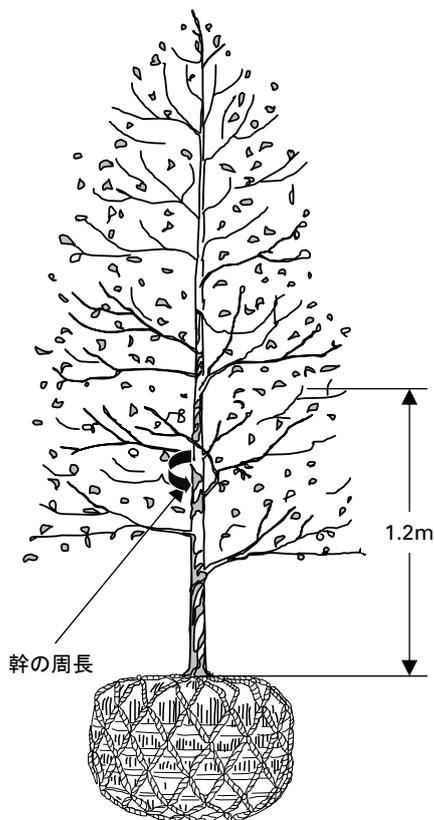


図 2-7 (参考)

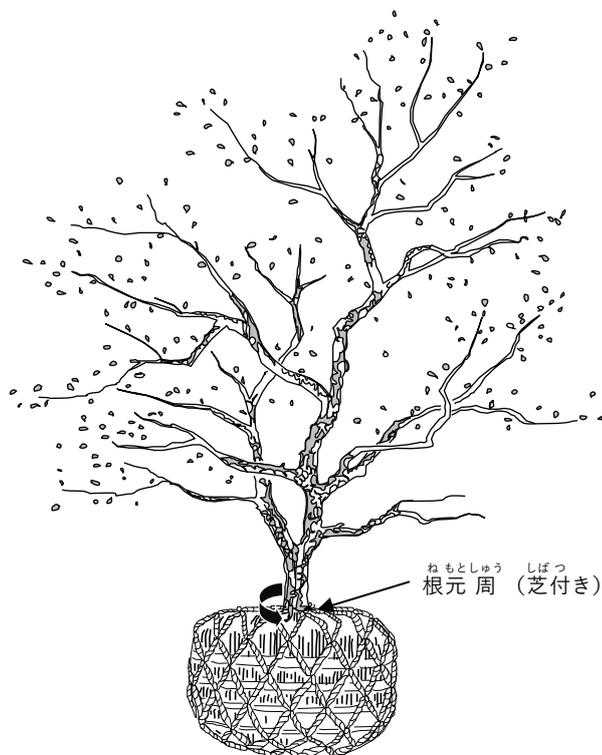
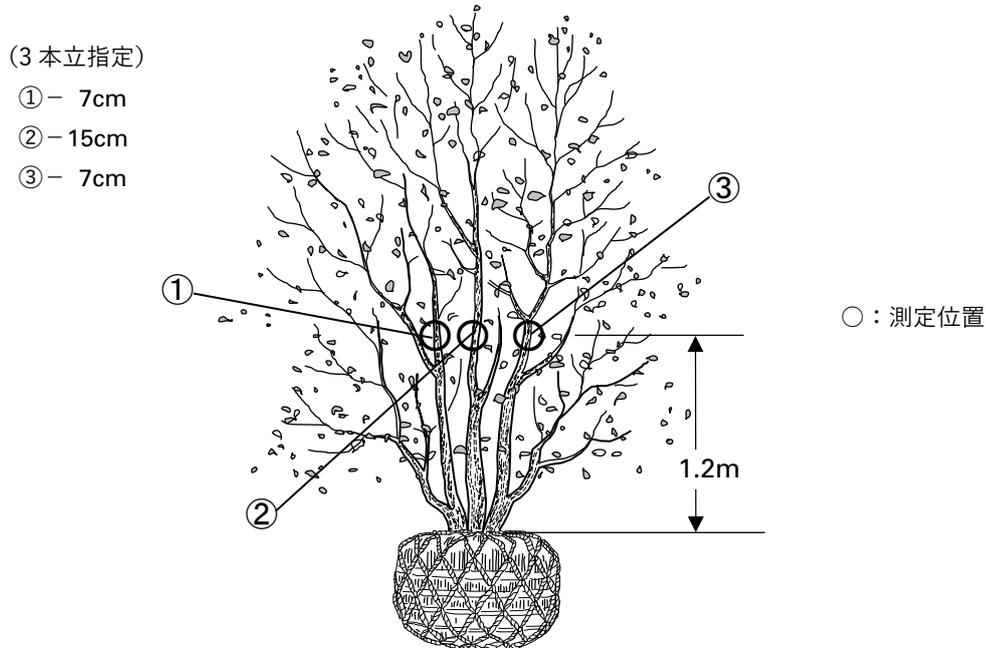


図 2-8 (参考)

株立樹木の<sup>みきしゅう</sup>幹周の測定は、株立数を指定した場合（○○本立）には、太い順に指定株立数のおおのこの周長の総和の70%の値をもって幹周とし、最低株立数を指定した場合（○立以上）には株立全数を測定し、その総和の70%の値を<sup>みきしゅう</sup>幹周とする。なお、測定する株の判定にあたっては、所定樹高の70%に満たないものは対象外とする（図2-9参照）。



幹周=周長総和×0.7= (①+②+③) ×0.7= (7cm+15cm+7cm) ×0.7=20.3cm≒20cm  
 この場合の規格の幹周は20cmとみなされる。

参考図-9 株立(物)樹木の<sup>みきしゅう</sup>幹周の測定

〔参考：おおのこの周長の総和の70%をもって<sup>みきしゅう</sup>幹周とする根拠〕

※幹が3本立ての樹木で、1本の半径(r)が0.5cmの場合

$$R=r+r'=r \left(1 + \frac{2\sqrt{3}}{3}\right) = 2.15r$$

r = 0.5 の場合、R = 2.15 × 0.5 = 1.075

1本ずつの周長(r)から計算した場合

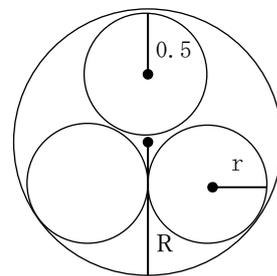
$$\text{幹周} = (0.5 \times 2 \times 3.14) \times 3 \text{本} = 9.42$$

1本の幹(R)として計算した場合

$$\text{幹周} = 1.075 \times 2 \times 3.14 = 6.751$$

1本ずつの周長から1本の幹の周長に換算すると  $6.751 \div 9.42 = 0.717 (\approx 70\%)$  となることから、周長総和の70%としている。

(3本立の樹木)



(5) 枝張 (葉張) (略称=W)

樹木等の、四方面に伸長した枝 (葉) の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは、低木の場合についていう。

【解説】

枝張 (葉張) とは、樹木等の幹を中心とした樹冠の直径幅をいい、地表に垂直に投影された枝端の直径幅をいう。

枝張 (葉張) に長短がある場合には、最大幅と最小幅の平均値をもって枝張 (葉張) の数値とする (図 2-10 参照)。

樹木等の枝は、一般に四方に伸びる。その伸長の度合は樹種の特徴、樹齢、方位 (日照)、地形、風などの環境要因によって一定でないことが多い。特に低木において、枝が十分に分岐せず一方向に生育している段階ではこの傾向が著しい。

高木においては、樹形が樹種の特徴に応じた自然樹形であることが条件であり、枝張は樹種の特徴に応じたバランスを持っていることが求められる。

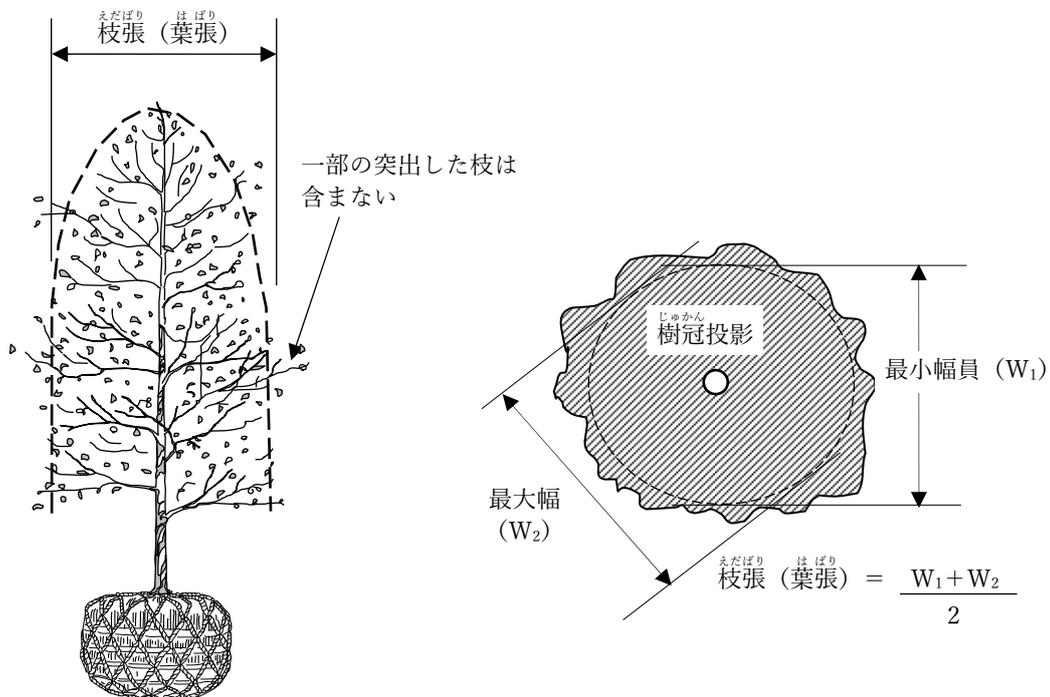


図 2-10 (参考)

## (6) 株立(物)

樹木等の幹が、根元近くから分岐してそう状を呈したものをいう。なお、株物とは、低木でそう状を呈したものをいう。

### 【解説】

樹木等は、樹種によって幹が必ずしも一本とは限らず、幹が何本かに分岐しているものがある。これらの樹木等は、個々の特性により、幹が地中で分岐しているものや、幹が根元で分岐しているもの、また根元の上部から分岐しているものがあり、これらの状態をそう状という。このように、幹の分岐の形態に違いがあるが、幹が一本ではなく複数の幹によって構成されている樹木の形態を総称して株立(物)という。

これらの株立(物)の中には、株立の樹木等を山取りし育成したものの他に、数本の苗木の根元を寄せ合わせて育成した、寄せ株育成物を含むものとするが、寄せ株育成物の場合には、樹木等の根系が絡み合い十分に一体化したものでなければならない。

図2-11は、3本立の株立(物)の例である。

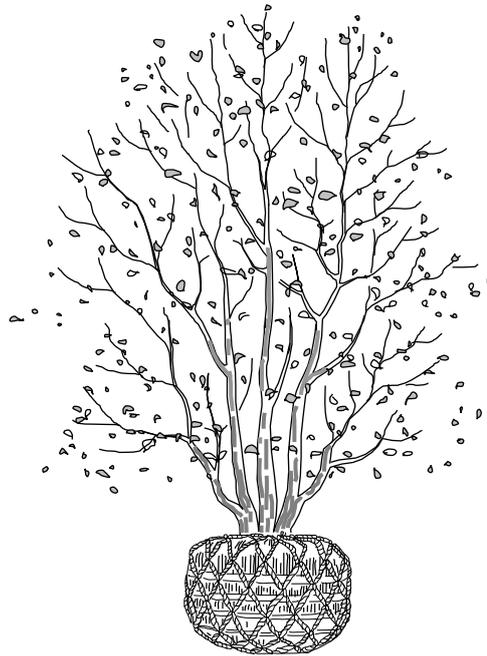


図2-11 株立(物) (参考)

(7) 株立数 (略称：B.N)

株立 (物) の、根元近くから分岐している幹 (枝) の数をいう。樹高と株立数の関係については、以下のように定める。

2 本立 - 1 本は、所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70% 以上に達していること。

3 本立以上 - 指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70% 以上に達していること。

【解説】

株立数とは、株立 (物) 樹木の根元近くから分岐している幹 (枝) の数であり、本定義は株立 (物) の樹高と株立数の関係について規定したものである。

一般に、株立 (物) 樹木の幹 (枝) は、全部が均等の樹高に達することは生育上困難であることから、本基準においては株立 (物) の所要の樹高とその他の樹高の関係について示している。株立 (物) の所要幹 (枝) 数については、本基準 (案) においては「2 本立」「3 本立以上」にまとめている。これは、公共用緑化工事において使用される株立 (物) の樹木は、5~10 本立というような多幹仕立てを求めることは少ないことによるが、必要があればその株立数を特記指定するものとする。

株立 (物) 樹木の株立数の所要樹高の判定は、それぞれの指定株立数の過半数が所要の高さに達している必要があり、他の幹 (枝) は、所要の 70% 以上に達していればよいものとされている。これは、たとえば「3 本立」の指定で 5 本立が入ってきた場合、5 本のうち指定本数である 3 本を判定対象樹幹として、その過半数である 2 本が所要の樹高に達するとともに、他の 1 本が所要高の 70% 以上であればよいものとされている。

これは、5 本立としての樹形が整っていて、指定本数外の 2 本が所要高 (70%) に達しない場合に、条件に適合するようその 2 本を切除して樹形をくずすことがないようにするためである。

注：過半数とは、半数を含んでそれ以上の意味である。

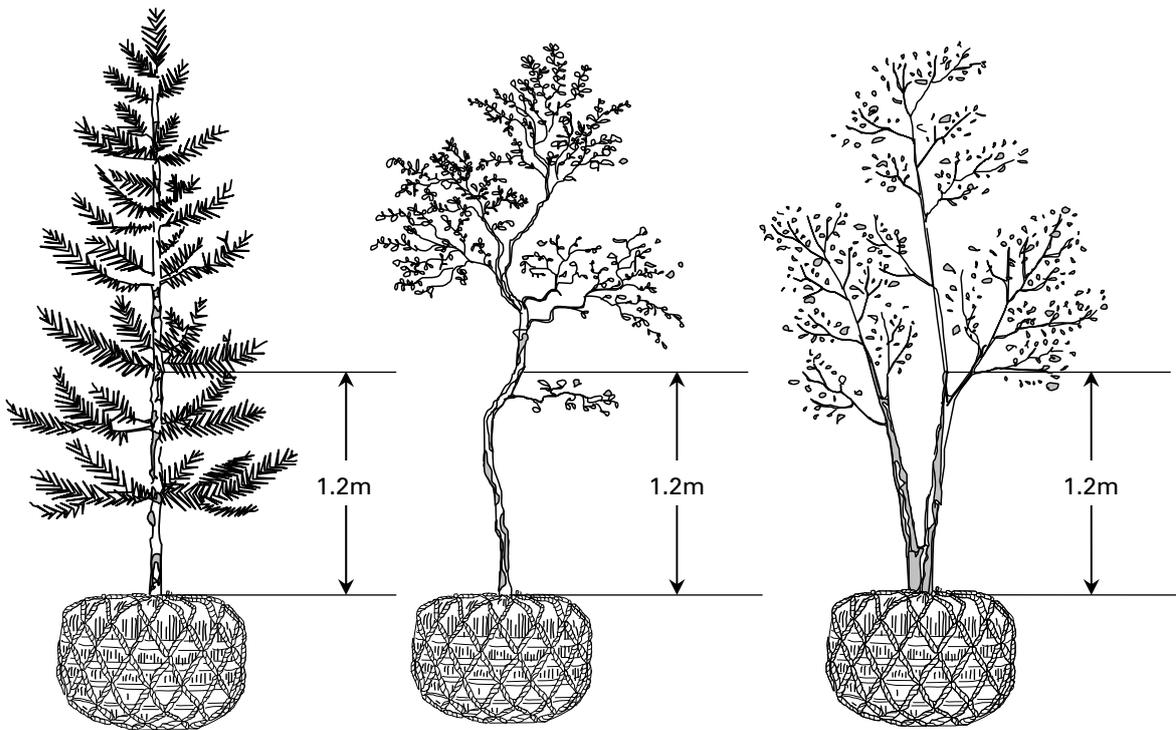
(8) 単幹

幹が、根元近くから分岐せず1本であるもの。

【解説】

単幹とは、1本立の幹のことであるが、一般には1.2mの高さまでは幹が分岐していないものをいう。ただし、枝が出ているものは差し支えない（図2-12、2-13参照）。

樹種によっては、幹は必ずしもまっすぐとは限らず、イヌシデ、アカシデのように樹種の特長などにより湾曲しやすいものもあることから、樹種の特長による湾曲や多少の湾曲は差し支えないものとする。



(適格)

図2-12 (参考)

(不適格)

図2-13 (参考)

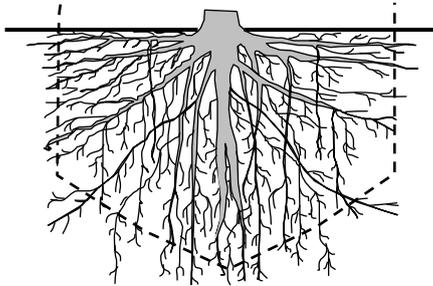
(9) 根鉢

樹木等の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。

【解説】

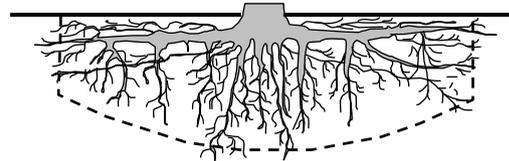
露地栽培の樹木等においては、一般に樹木等を移植するには、根の部分をついたまとまりのある一定の大きさの独楽（こま）形に掘り取る。この独楽形の根群を根鉢<sup>ねぼち</sup>というが、単に鉢ともいう（図2-14、2-15参照）。

コンテナ栽培の樹木等では、コンテナをはずした時の根系と土のまとまりを根鉢<sup>ねぼち</sup>という。



深根性の樹木を  
掘り取る時の根鉢<sup>ねぼち</sup>

図2-14（参考）



浅根性の樹木を  
掘り取る時の根鉢<sup>ねぼち</sup>

図2-15（参考）

## (10) ふるい掘り

樹木等の移植に際し、土のまとまりをつけずに掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。

### 【解説】

ふるい掘りとは、樹木等の移植に際して、掘り取りのあと根巻せず、根を通常の根鉢の径より長めに残し、鉢を付けずに掘り取る方法をいう。これは、細根が出にくい樹木等について行う方法であり、樹齢や移植の時期等に配慮して行われる（図2-16参照）。

通常、ふるい掘りの対象となる樹木は、アオギリ、エンジュ、イチョウ、サクラ類、スズカケノキ等、ポプラ類、ネムノキがあり、目通り周0.18m程度の規格までを行うのが一般的である。

また、ふるい掘りとは異なるが、根巻をしない樹木等には、この他にツツジ類のうちサツキツツジ、ヒラドツツジ等があるが、これは根系に細根が多く根巻をしなくても鉢土が落ちないために、根巻をしないで移植するのが一般的である。

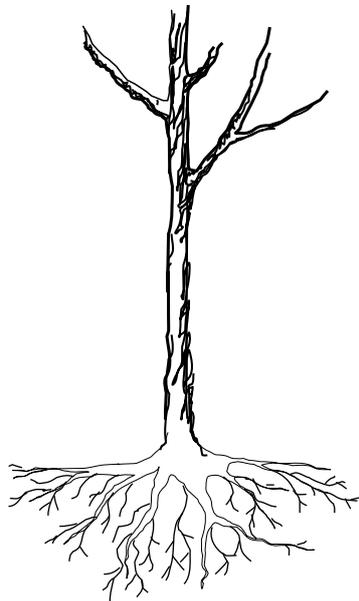


図2-16 （参考）

## (11) 根巻

樹木等の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。

### 【解説】

根巻は、掘り上げた根鉢を運搬するための荷造りの他、鉢の土をよく締め込むことにより、鉢土の割れを防ぐとともに、鉢内の根を土と密着させ根の乾燥を防ぎ、移植後の活着を良好にするために行うものである。

根巻の方法には、鉢側に平行に素縄を叩き込みながら巻いていく「樽巻き」と、樽巻きの後、さらに今度は縦横に鉢をかがるように巻き絡げていく「揚巻き」とがある。大木や貴重な樹木等を移植する場合には、鉢土に直に縄を巻いて締め付けを行った後、更にコモや麻布等で表面を包み、二重に根巻が行われる。

根巻を行う場合に注意することは、根鉢を包むのではなく、根の土を締め込むことが大切である。これは低木や苗木等においても大切である。

根巻きの材料は、基本的には有機質材料であることが望ましい。有機質材料以外の材料を使用する場合には、植栽時に必ず取り外すことが大切である（化学繊維等の材料は腐らずにずっと根を締め付けたままとなるため）。

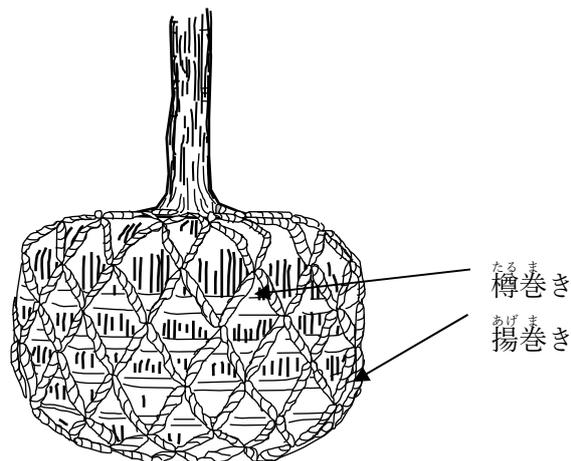


図 2-17 根巻 (参考)

## (12) コンテナ

樹木等を、植え付ける栽培容器をいう。

### 【解説】

一般に、コンテナプランツとは、何らかの容器内で、一定の期間育成栽培された植物をいい、苗木、グランドカバープランツ等で通常「ポット物」といわれているものは全てコンテナプランツの一種である。この場合の「ポット」の用語は、植木鉢として以前から用いられていた呼称である。

「コンテナ」は、樹木等の「露地栽培」に対応する「容器栽培」の意から生じたもので、樹木生産の現場で用いられている呼称である。本基準(案)では、栽培形態の概念として「コンテナ」を栽培容器の呼称として用いる。

本基準では、これらの育成栽培に使用される軟質ポリエチレン、硬質プラスチック、不織布などのさまざまな材質の容器の他、展示用に使用される木材製、焼物などの容器も含めて「コンテナ」といい、材質、構造などについて特に制限は行わない。これらの容器は、植栽時には取りはずすことが原則である。

なお、現在わが国で公共用の緑化樹木等の育成栽培用に使用されているコンテナは、軟質ポリエチレンと硬質プラスチックの容器が多い。これらの容器で一般に使用が多いコンテナ規格を表2-3に参考として示す。

また近年では、自然環境に配慮した素材として、生分解性ポットの技術が開発されている。

表 2-3 一般に使用が多いコンテナ径 (参考)

上の径 (cm)	下の径 (cm)	高さ (cm)	容量 (cc)	底穴 (cm)
10.5	7.5	8.9	570	穴 (φ1.8) ×1 個
12.0	8.5	10.0	830	穴 (φ1.0) ×4 個
15.0	10.5	12.5	1,600	穴 (φ1.0) ×4 個
18.0	13.0	15.0	2,900	穴 (φ1.5) ×5 個
21.0	14.0	21.0	5,100	穴 (1.7×1.8) ×4 個

### (13) 仕立物

樹木の自然な生育にまかせるのではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。

#### 【解説】

緑化材料としての樹木の育成形には、自然に自生する樹種固有の姿（自然樹形）を基本として育成したものと、幹や枝を曲げたり誘引するなどして人工的な形（仕立て樹形）に育成したものがある。

この後者の人工的な仕立樹形を、一般に「仕立物」といい、主に個人庭園等に使用されている。

本基準は、公共用緑化を主体としてることから、「仕立物」としての寸法規格は本基準の中に含まないものとする。

なお、一般的に主要な仕立樹形には、以下、表 2-4 に示すものがある（図 2-18 参照）。

表 2-4 仕立物の類型

1) 樹幹仕立樹形	①直幹、②曲幹、③斜幹
2) 主幹仕立樹形	① <sup>たんかん</sup> 単幹、②双幹、③三幹、④株立、⑤下部双幹型
3) 不整形萌芽樹形	①ズンド、②幹吹き、③枝吹き、④台付形、⑤棒ガシ、⑥片枝形、⑦横流枝、⑧門冠り（校門冠り・幹門冠り）、⑨樹美形
4) 整姿刈込樹形	①蓬萊作り、②段作り、③玉散し

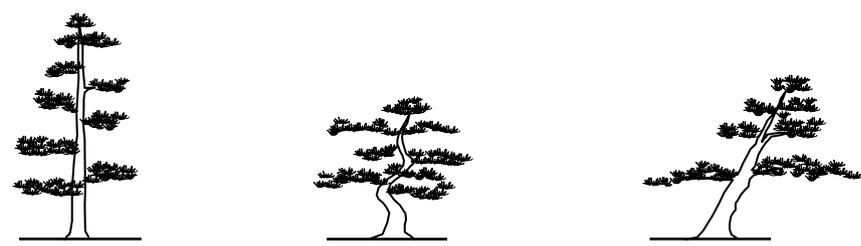
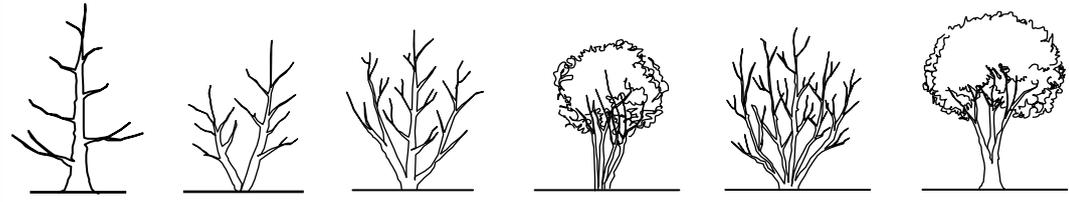
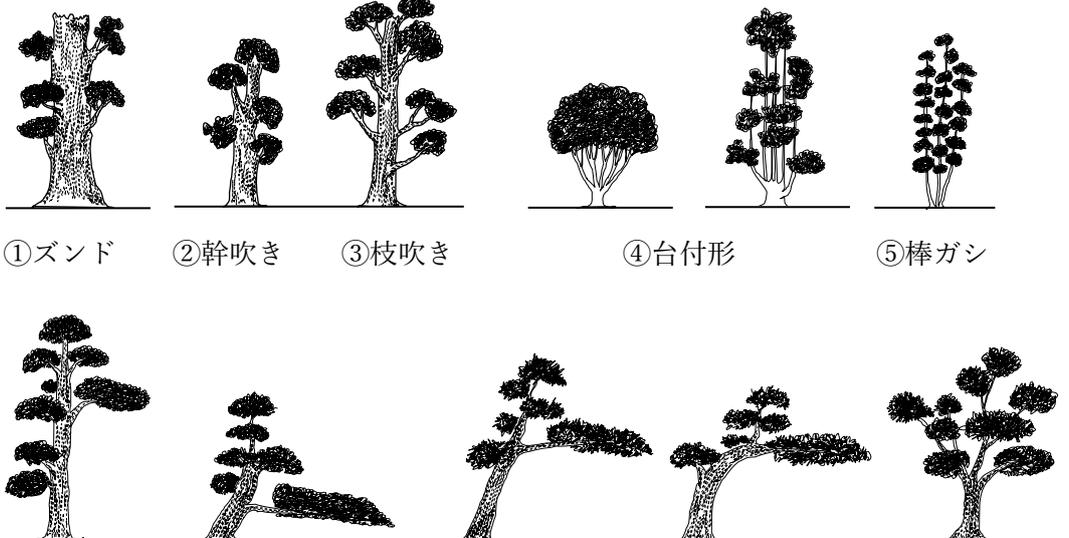
樹幹仕立形	 <p>①直幹                      ②曲幹                      ③斜幹</p>
主幹仕立樹形	 <p>①単幹                      ②双幹                      ③三幹                      ④株立ち                      ⑤上部双幹型</p>
不整形萌芽樹形	 <p>①ズンド                      ②幹吹き                      ③枝吹き                      ④台付形                      ⑤棒ガシ</p> <p>⑥片枝形                      ⑦横流枝                      ⑧門冠り (枝門冠り・幹門冠り)                      ⑨模様形</p>

図 2-18 仕立樹形 (1/2) (参考)

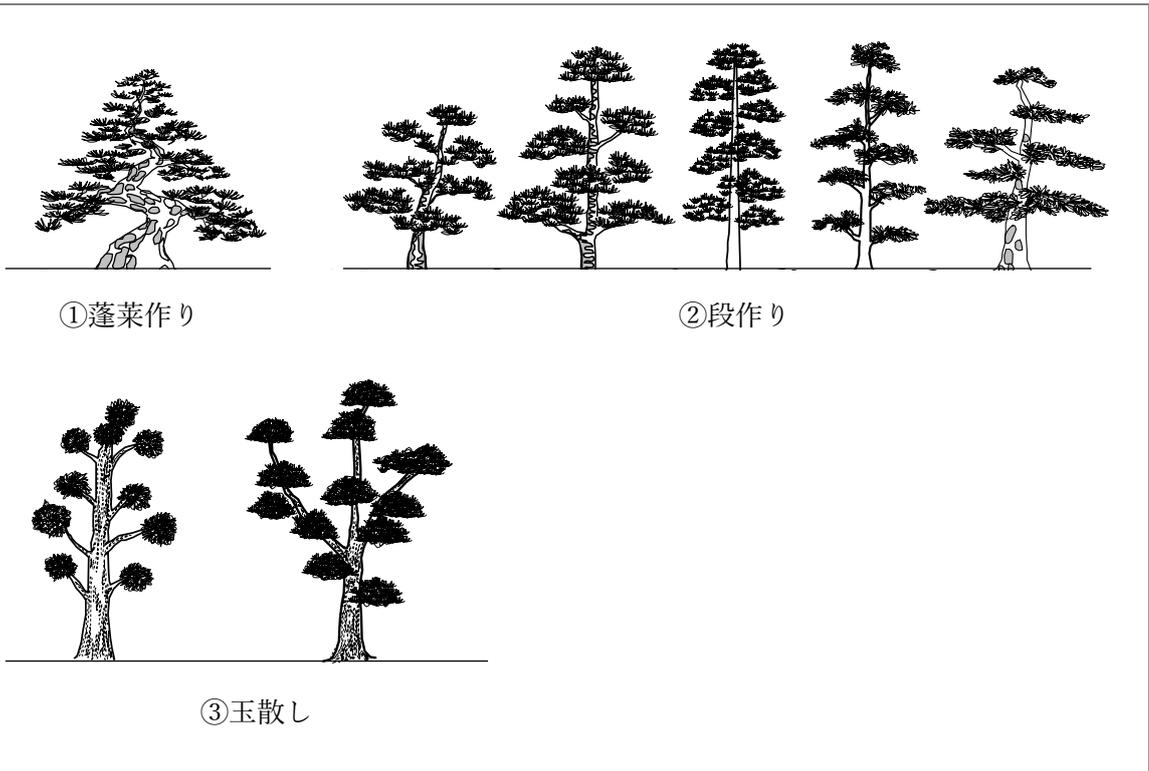


図 2-18 <sup>したて</sup>仕立樹形 (2/2) (参考)

#### (14) 寄せ株育成物

数本の樹木等を、根際<sup>ねぎわ</sup>で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。

#### 【解説】

寄せ株育成物とは、数本の樹木等を育成栽培段階で寄せ植えし、一定期間肥培管理したものであり、出来る限り自然の株立物に近い状態にしたものである。したがって、根鉢<sup>ねぼち</sup>における根系の絡み合いが、十分に一体化している必要がある。

寄せ株育成物には、イヌシデ、コナラ、マテバシイなどの高木類の株立物のほか、低木としてヒイラギナンテンなどの株物がある。

なお、ヒイラギナンテンについては、樹種特性から根系の絡み合いが一体化する程度が低い、植栽上の問題点はほとんどないと考えられる。



写真 2-5 高木の寄せ株育成物  
(棒ガシ 3本立以上)



写真 2-6 低木の寄せ株育成物  
(ヒイラギナンテン)

## (15) 接ぎ木物

樹木等の全体あるいは部分を、他の木に接着して育成したもの。

### 【解説】

接ぎ木物は、植物体の枝・芽・根などを切り取り、他の植物体の茎・根に接ぎ、相方の形成層を接着させることにより繁殖・育成した樹木等をいう。

接ぎ木は、挿し木とともに重要な繁殖法である。一般に、種子ができないもの、挿し木の活着の悪い樹木等の繁殖に利用される。また、接ぎ木は栄養（無性）繁殖であり品種の特性を維持することが可能であるため、園芸品種の重要な繁殖手段となっている。

その他、接ぎ木は種子繁殖に比較して生育が早くなり開花結実も早くなるため、花木類、果樹に多く利用されている。

クロガネモチの雌木は、接ぎ木をしないと、樹種本来の性質が発揮できず、実も小さいため、同じクロガネモチの台木に接ぎ木を行う。



写真2-7 接ぎ木  
(苗木の接ぎ木)



写真2-8 接ぎ木  
(クロガネモチ成木の接ぎ木部分)

## 2-3 規格の構成

この規格は、品質規格と寸法規格とで構成され、両規格の定めるところをあわせて樹木等の規格とする。

### 【解説】

本規格は、「品質規格」及び「寸法規格」により構成される。

品質規格は、樹木等の形態や活力の状況についての品質を、主に文章で記述するものである。

寸法規格は、樹木等の形状寸法を、数値で定めるものである。

樹木等の品質と寸法は、密接な関係にあることから、品質と寸法の両規格がそろってはいじめて公共用緑化樹木等としての規格を表すことができるものであり、一方だけの適用は行わないものとする。

表 2-5 規格の構成

規格基準	品質規格	品質規格は、樹木等の特性を表現する樹形や枝葉 <small>しよく</small> の配分などが良好に整っているか、また移植に耐えるための活力は、十分に備わっているかを確認する。
	寸法規格	寸法規格は、樹木等の樹高や枝張 <small>えだばり</small> などの大きさを数値によって表し、これを確認する。

## 2-4 品質及び寸法の判定

品質及び寸法の判定にあたっては、それぞれの樹種の特性に合った規格を確保するものとする。なお、この規格で定める寸法値は、最低値を示している。従って、当該規格に適合するものは、定められた寸法値以上を有するものとする。

### 【解説】

樹木等は、生きものであることから工業製品と異なり、個体差あるいは環境条件によって生長にばらつきが生じる。そのため、品質や寸法の判定にあたっては、それぞれの樹種の特性に配慮して、各事業の目的に応じた規格の確保に努めることが重要である。

品質の判定については、2-8 品質規格において解説する。

寸法値の判定については、寸法規格表の寸法値と同一の形状の個体を全数揃えるということは困難であるため、寸法値は最低値を定めたものであり、その寸法値以上であれば当該規格に適合していると判断することになる。

## 2-5 品質の表示項目

樹木の品質は、樹姿と樹勢に大別して定めるものとし、次の項目により表示する。

●樹姿 … 樹形（全形）・幹（高木のみ適用）・枝葉の配分（出方）・枝葉の密度・  
下枝の位置

●樹勢 … 生育・根・根鉢・葉・樹皮（肌）・枝・病虫害（被害状況）

シバ類の品質は、次の項目により表示するものとする。

●葉・ほふく茎・根・病虫害・雑草等

その他地被類の品質は、次の項目により表示するものとする。

●形態・葉・根・病虫害

### 【解説】

品質を表示する場合、大きく2つの視点が大切である。①その植物の特性を表現する良好な形態が整っているか、②生物として生育するための活力が十分に蓄積されているかである。

樹木の品質は、樹姿と樹勢によって定めることができる。樹姿は、樹形の良否が重要である。それを構成する要素として、幹（高木のみ適用）・枝葉の配分（出方）・枝葉の密度・下枝の位置があげられ、それらの集合したものが樹形（全形）として認識される。樹勢については、生育（活力）状態によって樹木全体の活力が総合的に判定され、それは、根・根鉢・葉・樹皮（肌）・枝の状態及び病虫害の有無（被害状況）によって決定される。すなわち、樹勢は各部位の状態を個別に確認することにより、これを総合的に判断される。

シバ類の品質は、葉・ほふく茎・根・病虫害・雑草等を、草花類の品質は、形態・葉・根・病害・虫害その他地被類の品質は、形態・葉・根・病虫害など、いずれも形態や活力に関する項目を総じて評価される。

## 2-6 寸法の表示項目

樹木の寸法は、必要に応じ樹高 (H)、幹周 (C)、枝張〔葉張〕(W)、株立数 (B.N) などを用いる (高木には枝張を、低木には葉張)。

シバ類の寸法は、以下のとおりとし、切りシバは 10 枚で 1 束、ロールシバは 2 枚で 1 束を標準とする。

切りシバ … 36cm×28cm×10 枚

ロールシバ … 36cm×140cm×2 枚

その他地被類の寸法は、必要に応じ、ササ類や草本類は芽立数、木本類は高さで株立数、つる性類は主につる長等を用いる。

### 【解説】

寸法表示については、樹木等の寸法が樹種や樹齢によって一定でないことから、すべての樹種について同じ表示をすることは困難である。

一般に高木は、「樹高 (H)」、幹周 (C)、「枝張 (W)」の 3 つの寸法表示がなされるが、形状 (樹高の低いもの)、樹形 (株立 (物)) によっては、幹周や枝張が定められないものもある。例えば、ウメなどのように根元近くで分岐し、丈の低いものは、根元周を幹周として表示する。また、ヤシなどの特殊樹の樹高は幹高と称して、葉のつけ根までの高さを表示する。さらに、「株立数 (B.N)」を定める場合には、株立の本数を表示する。

低木は、幹周の表示はむずかしいことから、一般に「樹高 (H)」、「葉張 (W)」の 2 つの寸法表示を行う。樹種によっては、樹高または葉張のうち、1 つだけを表示する場合もある。また、必要に応じて株立数を定める。なお、ここでいう高木および低木とは、樹高が高く幹と樹冠の区別が明らかな樹木を高木といい、根元から数本の幹が叢生し樹高は高くならず幹と樹冠の区別が不明瞭な樹木を低木という。

シバ類は、出荷の形状から切りシバとロールシバとに大別される。

切りシバとは、栽培地から一定の規格で土付きの状態で切り取られた切片をいう。切りシバの多くは、栄養繁殖のコウライシバ、ノシバなどの日本シバである。

この切りシバの寸法規格は、古くから多様なものが存在した。今日においても、全国で多様な寸法値の切りシバ類が流通している。本基準(案)においては、これらの寸法値を統一することを目的として、切りシバにおいては 36cm×28cm×10 枚、ロールシバにおいては 36cm×140cm×2 枚をそれぞれ 1 束として、これを基本標準としたものである。

なお、ロールシバ (巻シバ) とは、刈込みを行った後、細長い形で切り取られ、ロール状に巻いて出荷されるものをいう。ロールシバには、コウライシバ、ノシバなどの日本シバの他、西洋シバはケンタッキーブルーグラス、バミューダグラス、ベントグラスなどの生産が行われている。

その他地被類は、現在流通しているものを分類すると大きく木本類、草本類、つる性類、ササ類の4つに分類される。

ササ類や草本類は、主に芽立数が表記される。芽立数とは、1つの株から発生している芽の数量（3芽立、5芽立など）をいう。

木本類では、高さや株立数で表記されることが多い。株立数とは、コンテナ内に栽培されている植物の株の本数（1本立、3本立など）をいう。

つる性類は、主につるの長さが表記されるが、この長さは横方向や垂直方向などに伸びた、つるの先端から根鉢ねぼちの上端までの長さとする。つるが数本ある場合には、最長の1本を規格表示の寸法とする。

表2-6に、代表的なその他地被類の寸法規格を参考として示す。寸法を表す項目として、高さ（H）（長さを用いる際は“L”を数字の前に付記）、枝張えだばり（W）、コンテナ径を用いる。

表2-6 その他地被類の寸法規格（参考）1/2

類型	種	高さH(m)	枝張W(m)	コンテナ径(cm)
木本類	アカバメギ	0.3		10.5
	アベリアエドワードゴーチャ	0.2		12.0
	ウンナンオウバイ	L 0.3		10.5
	オウバイ	L 0.3		10.5
	コクチナシ		0.3	12.0
	サルココッカ	0.15		10.5
	セイヨウイワナンテン	0.15		10.5
	ナギイカダ		3本立	10.5
	ヒペリカムカリシナム		3芽立	10.5
	ヒペリカムヒデコート		3芽立	10.5
	ハイビヤクシン類	L 0.3		15.0
	ヒメウツギ	0.3		12.0
	フィリフェラオーレア	0.2		10.5
	ブッドレア		1本立	10.5
	フヨウ		1本立	10.5
	ミヤギノハギ		3芽立	10.5
	ヤマハギ		3芽立、5芽立	10.5
	ヤブコウジ		3芽立	9.0
	ロニセラニチダ	0.2		10.5
	草本類	アガパンサス		
アジュガ				9.0
イカリソウ				10.5
エビネ				10.5
オオバジャノヒゲ			3芽立	10.5
オオキンケイギク			株	10.5
キチジョウソウ			3芽立	10.5
ギボウシ				10.5
クサソテツ			1本立	12.0
シバザクラ			3芽立	9.0
シャガ			3芽立	10.5
シャスターデージー			3芽立	9.0
シュンラン				10.5
シラン			球	10.5
シロバナサギゴケ				9.0
宿根バーベナ			3芽立	9.0
宿根フロックス				10.5
スイセン			球	10.5
セキショウ			3芽立	10.5
タマスダレ			3球入	10.5
タマリユウ			5芽立	7.5
ツワブキ			3枚葉	10.5
トクサ			5本立	10.5
ドイツズラン			3芽立	10.5
ノシラン			3芽立	12.0
ハナニラ			3球入	9.0
ハナショウブ			株	10.5
ハラン			3枚葉	12.0

表2-6 その他地被類の寸法規格（参考）2/2

類型	種	高さH (m)	枝張W (m)	コンテナ径 (cm)
草本類	ヒガンバナ		球	10.5
	ヒメシャガ		3 芽立	10.5
	ビンカミノール		3 芽立	9.0
	フイリヤブラン		3 芽立	10.5
	フッキソウ		3 芽立	9.0
	ヘメロカリス			10.5
	ホトトギス			10.5
	ポテンチラ			9.0
	マツバギク		3 芽立	9.0
	ヤブラン		3 芽立	10.5
	ユキノシタ		株	9.0
	ラミューム		3 芽立	10.5
	リシマキア		3 芽立	9.0
	リュウノヒゲ		5 芽立	9.0
つる性類	アケビ	L 0.3		9.0
	イタビカズラ	L 0.1		9.0
	アメリカツルマサキ		3 芽立	10.5
	オオイタビ	L 0.1		9.0
	カロライナジャスミン	L 0.2		9.0
	キウイ			10.5
	キツタ	L 0.2	1 本植	9.0
	コトネアスター類	L 0.3		10.5
	スイカズラ	L 0.3		9.0
	ツクヌキニンドウ	L 0.3		10.5
	ツルマサキ類	L 0.3		10.5
	テイカカズラ	L 0.3		9.0
	ナツツタ	根元径 2mm		9.0
	ニシキテイカ	L 0.3		9.0
	ビグノニア	L 0.2		9.0
	ビナンカズラ	L 0.3		10.5
	ヘデラ・カナリエンシス	L 0.3	3 本立	10.5
	ヘデラ・グレーシャー	L 0.3	3 本立	9.0
	ヘデラ・コルシカ	L 0.2	1 本立	9.0
	ヘデラ・ゴールドハート	L 0.3	3 本立	9.0
	ヘデラ・ピッツバーグ	L 0.3	1 本立	9.0
	ヘデラ・ヘリックス	L 0.3	3 本立	9.0
	ムベ	L 0.3		10.5
ササ類	オカメザサ		3 芽立	12.0
	オロシマチク		3 芽立	10.5
	クマザサ		3 芽立	12.0
	コグマザサ		3 芽立	10.5
	チゴザサ		3 芽立	10.5
	ミヤコザサ		3 芽立	12.0
その他	玉リュウ	マット栽培品約1m <sup>2</sup>		

## 2-7 寸法の表示単位

樹高(H)、<sup>みきしゆう</sup>幹周(C)、<sup>えだぼり</sup>枝張あるいは<sup>はぼり</sup>葉張(W)は、いずれもメートルで示すものとする。なお、株立(物)の株立数(B.N)は、「○本立以上」として示すものとし、本数及び芽立数は、2～、3～等で表わす。

### 【解説】

寸法規格の構成は、表 2-7 の基本構成にそって表示されるものとし、表示単位はメートルで示すものとする。

なお、表の< >内の数値は、生垣等に使用される樹種のみで使用される中間寸法値である。

表 2-7 寸法規格の基本構成

高木	樹高 (H)	0.50	1.00	<1.2>	1.50	<1.8>	2.00	2.50	3.00	3.50	4.00
		4.50	5.00	6.00	7.00						
	<sup>みきしゆう</sup> 幹周 (C)	0.10	0.12	0.15	0.18	0.21	0.25	0.30	0.40	0.50	0.60
		0.70	0.80								
	<sup>えだぼり</sup> 枝張 (W)	0.20	0.30	0.40	0.50	0.60	0.70	0.80	0.90	1.00	1.20
		1.50	1.80	2.00	2.50	3.00	3.50	4.00			
低木	樹高 (H)	0.10	0.15	0.20	0.30	0.40	0.50	0.60	0.70	0.80	1.00
		1.20	1.50	1.80							
	<sup>はぼり</sup> 葉張 (W)	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.50	0.60	0.70
		0.80	0.90	1.00							

#### 注 1) 略号

樹高 (H) = height

枝張 [葉張] (W) = width

幹周 (C) = circle

株立数 (B.N) = branch number or trunk number

#### 注 2) 高木

ここで示す「高木」とは、幹が通常単幹で太くなり、枝条とは明瞭に区別され、樹高が高く伸びる樹木をいう。樹高については明確な基準はないが、一般的に 3~5m 以上の樹高になるものをいう。

#### 注 3) 低木

ここで示す「低木」とは、十分に生育しても高く生長しない樹木で、通常は幹が発達しない株立状のものが多く、幹が単一で株立状にならないものもある。樹高は、明確な基準はないが、一般的に生長しても 3m 以下のものをいう。

また、近年、中木という表現がみられるが、通常、植栽時の呼び方で 2~3m までのものが「中木」と呼ばれている。

## 2-8 品質規格

表 2-8 樹木の品質規格表〔樹姿〕

項目	規格
樹形 (全形)	樹種の特성에 応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 (高木のみ適用)	幹が、樹種の特성에 応じ、単幹もしくは株立状であり、但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分	配分が、四方に均等であること。
枝葉の密度	樹種の特성에 応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。

表 2-9 樹木の品質規格表〔樹勢〕

項目	規格
生育	健全な生育状態を呈し、樹木全体で活力のある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達がよく、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特성에 応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻やコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮（肌）	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特性に 応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に 応じ適切な剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

表 2-10 シバ類の品質規格表

項目	規格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長 <sup>とちよう</sup> 、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。
ほふく茎	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥、土くずれのないもの。
病虫害	病害（病斑 <sup>びょうはん</sup> ）がなく、害虫がないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種などが混入したりしていないこと。また、根際 <sup>ねぎわ</sup> に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

表 2-11 草花類の品質規格表

項目	規格
形態	植物種の特性に応じた適正な形態であること。
花	花芽の着花が良好か、もしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、いきいきとしていること。
根	根系の発達がよく、細根が多く、乾燥していないこと。
病害	発生がないもの。
虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

表 2-12 その他地被類の品質規格表

項目	規格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達がよく、細根が多く、乾燥していないこと。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

【解説】

以下、各項目別に解説する。

なお、樹木等の使用目的、使用場所などの植栽条件によっては樹姿などの品質について必ずしも本規格によらないこともありうるものとして、特記指定する。

## (1) 樹姿

### 1) 樹形 (全形)

樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。

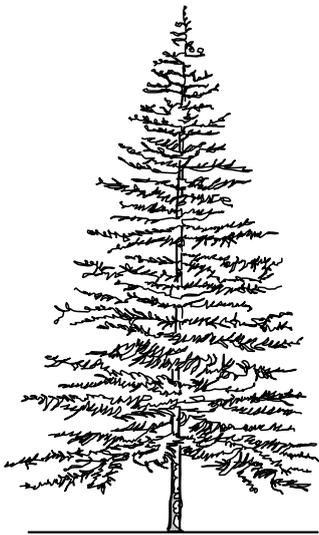
#### 【解説】

樹種の特性に応じた自然樹形とは、人の管理下にはあるが、強度の人為的作用を受けておらず、樹木本来の樹形を損なわない範囲のものや、かつて強度の人為的作用を受けたが、現在は樹種特有の樹形に復元したものをいう。

自然樹形には、円錐形、球形、鐘形などのような整形をなすものと、不整形のものがある。不整形の代表的な樹種には、マツ、モミジ、ウメ、サルスベリなどがある (図 2-19、2-20 参照)。

また、幼木の間は整形であるが、老木となると不整形となるものもある。逆に幼木の間は不整形であるが、老木となると整形となるものもある。このように、樹形とは樹種の特性・樹齢により様々な形を形成するものである。

樹形として大切なことは、その樹種の特性をよりよく表し、全体的にバランスのとれた形態となっていることである。



コウヤマキ、ドイツトウヒ、ヒマラヤスギ、キンモクセイ、モッコク、イチヨウ、トチノキ、ユリノキなど

図 2-19 整形樹 (参考)



クロマツ、イヌマキ、ウバメガシ、イロハモミジ、ウメ、サルスベリ、ナンキンハゼ、ネムノキなど

図 2-20 不整形樹 (参考)

## 2) 幹（高木にのみ適用）

幹が、樹種の特徴に応じ、<sup>たんかん</sup>単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。

### 【解説】

一般的な公共用緑化樹木は、庭園などで鑑賞本位に植栽される樹木のように、極度に幹を曲げて仕立てられたいわゆる仕立物である必要はなく、その幹は樹種の特徴に応じて自然に成長した形のものがふさわしい。

樹種を持つ幹の特性によると、高木性の樹木は<sup>たんかん</sup>単幹の性質を持つものが多いが、全ての樹木が<sup>たんかん</sup>単幹ではなくその特性上幹が曲がりやすい樹木や株立状になる樹木などもある。

公共用緑化樹木といっても必ずしも<sup>たんかん</sup>単幹だけが求められるわけではない。自然風な緑地や水辺等の使用現場においては、直幹の樹木よりも斜幹や曲幹の樹木の方が周囲に調和し、美しい場合もある。よって、自然樹形で幹が<sup>たんかん</sup>単幹とならないのはこの限りではない。

なお、樹種を持つ幹の特性については、一般に以下のように整理される（図 2-21～2-23 参照）。

〔幹が直立しやすい樹木〕（図 2-21 参照）

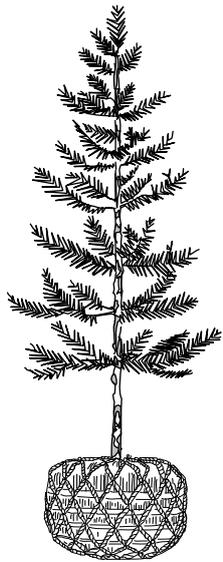
ヒマラヤスギ、イチョウ、カツラなど

〔幹が曲がりやすい樹木又は幹が分かれやすい樹木〕（図 2-22 参照）

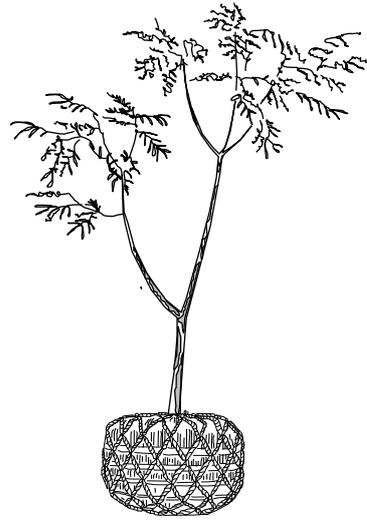
カクレミノ、ナナカマド、アカシデ、イヌシデ、イロハモミジ、ウメ、マテバシイ、サルスベリ、ネムノキなど

〔幹が株立状になる樹木〕（図 2-23 参照）

オトメツバキ、キンモクセイ、サザンカ、サンゴジュ、ネズミモチ、ヒイラギ、ヒイラギモクセイ、ヤブツバキ、シモクレン、ムクゲなど



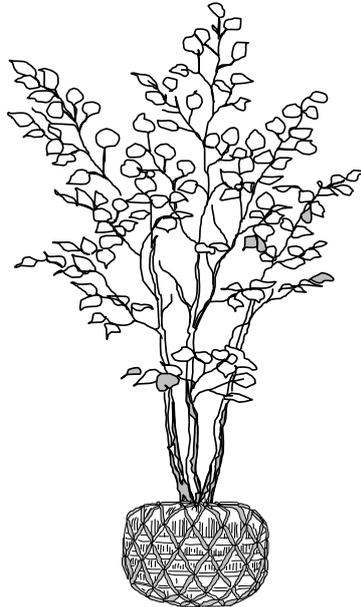
ヒマラヤスギ、イチョウ、カツラなど



カクレミノ、ナナカマド、アカシデ、イヌシデ、  
イロハモミジ、ウメ、マテバシイ、サルスベリ、  
ネムノキなど

図 2-21 幹が直立しやすい樹木 (参考)

図 2-22 幹が曲がりやすい樹木又は  
幹が分かれやすい樹木 (参考)



オトメツバキ、キンモクセイ、サザンカ、サンゴジュ、  
トウネズミモチ、ネズミモチ、ヒイラギ、ヒイラギモク  
セイ、ヤブツバキ、シモクレン、ムクゲなど

図 2-23 幹が株立状になる樹木 (参考)

### 3) 枝葉の配分

配分が、四方に均等であること。

#### 【解説】

枝葉の配分とは、着枝・着葉の全体的バランスである。

枝葉は、個々の樹種のもつ固有の特性、樹齢などにより、適正な位置と適度の間隔で発生している。例えば、アオギリのように、枝が幹の同一の位置から車輪状に出るものもある。また、クヌギのように、枝が粗生するものもある。また、この枝葉の配分は、生育環境などによって偏りが生じたりすることが多い。

したがって、求められる枝葉の配分とは、立面的・平面的に枝葉が樹種の特性や樹齢に応じて、バランス良く分布していることである（図2-24 参照）。

他の樹木や建物等のすぐ近くで栽培された樹木は、片枝となりやすく、一般に公共用緑化樹木としては不適當である（図2-25 参照）。

参考として、以下に樹種の持つ枝葉の配分の一例を示す。

〔枝が車輪状に着生する樹種〕（図2-26 参照）

クロマツ（若木）、アオギリ、リョウブなど

〔枝が粗生する樹種〕（図2-27 参照）

イヌマキ、クヌギ、ネムノキ、ユズリハなど

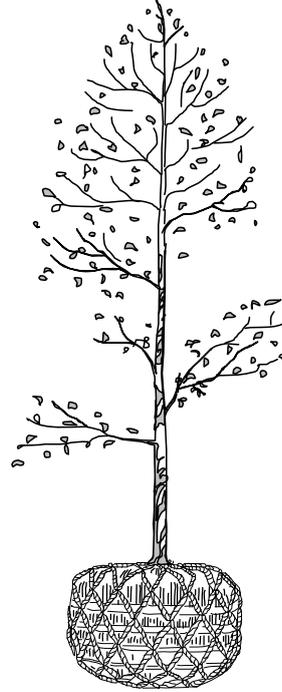
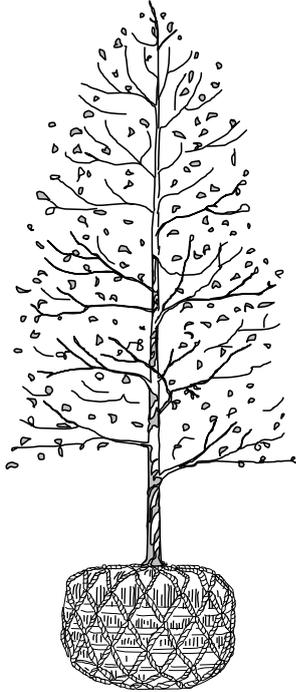
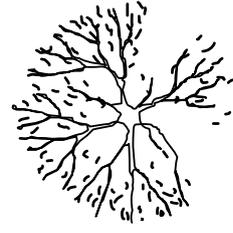
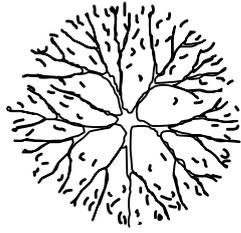


図 2-24 良好な枝葉の配分 (参考)

図 2-25 不良な枝葉の配分 (参考)

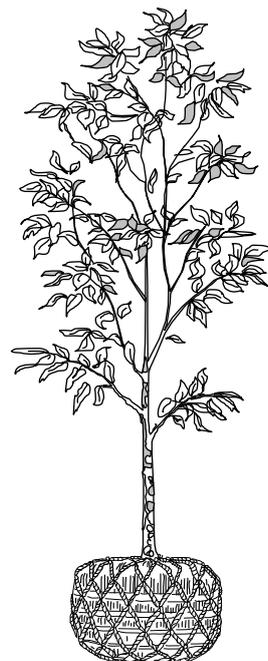
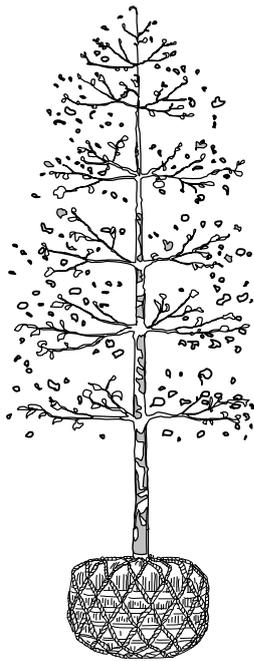


図 2-26 枝が車輪状に着生する樹木 (参考)

図 2-27 枝が粗生する樹木 (参考)



## 5) 下枝の位置

樹冠<sup>じゅかん</sup>を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。

### 【解説】

下枝とは、樹形の下部の主要枝（樹冠<sup>じゅかん</sup>を構成している力枝）をいう。

下枝の着生高は、樹種や樹齢によって多様であり、これを一概に決めることはむずかしいことから、個々の樹種のもつ固有の樹形を勘案して、適正な位置であることが望ましい。

なお、公共用緑化樹木の中でも街路樹（高木）に使用される樹木は、自動車や歩行者（自転車通行者を含む）の通行に支障のないことが要求されるため、一般の公共用緑化樹木とは下枝の取り扱いが異なる（参照：道路構造令第12条）。

なお、ヤシ類などの特殊樹にあたっては、下枝の規定は適用されない。

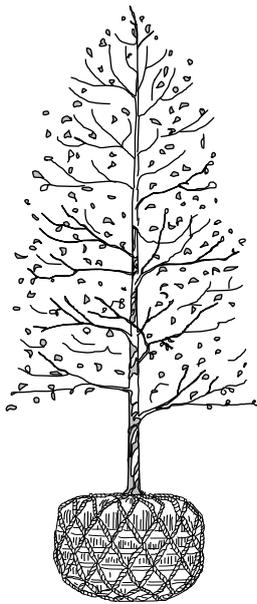


図2-29 標準的な状態（参考）

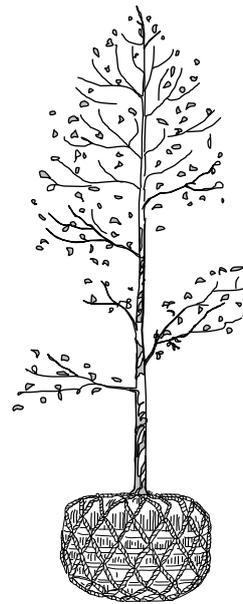


図2-30 下枝の枯れ上がった状態（参考）

## (2) 樹勢

### 1) 生育

健全な生育状態を呈し、樹木全体で活力がある健康な状態で育っていること。

#### 【解説】

公共用緑化樹木は、伸長生長、肥大生長とも良好な生長を示し、幹の異常な変色・剥離<sup>はくり</sup>、枝の枯損、葉の変色・変形などがなく、根は細根が十分に発達したものが適当である。

生育とは、樹木の生理的健康状態を樹木の全体から総体的に見て評価したものである。

樹木は、植物という生きものであることから、良好な生育をしているものであれば形態や葉などに変化はなく生きある状態に育っている。特に、生育著しい若木であれば、その生き生きとした状態が枝葉<sup>しよく</sup>に表れている。

なお、移植の為に根巻された樹木は、活着のための活力を根鉢<sup>ねぼち</sup>の中に閉じ込められた状態であることから、そのことをふまえた生育状態の確認が望まれる。

## 2) 根

根系の発達がよく、四方に均等に配分され、根鉢<sup>ねぼち</sup>範囲に細根が多く、乾燥していないこと。

### 【解説】

公共用緑化樹木にとって、植栽後の活着を完全なものにするためには、根が良好な状態であることが大切な要件である。

根は、一般に新鮮な白根部より養水分を吸収するといわれている。

露地栽培樹木は、掘り取りにあたり根系の多くを切断するため、根、特に白根の形態は崩され、生理活動が低下し、活着能力が低下する。これをおぎなうためには根廻しを行うことにより、鉢の周り四方向に均等に多数の細根が発生していること、また樹幹を支えるための主根が四方に張り根群が充実していることが重要である。

そのためには、苗畑で樹種の特性に依じて十分な根づくりがされたものであることが大切である。山取りして直ぐのものや、長い間畑に根廻しもせず放置されたものは、根がまばらで根鉢<sup>ねぼち</sup>の範囲内には細根も少ない。

また、根部における菌類・虫類・小動物による病虫害の発生、あるいは根廻し時の損傷は、腐食して養水分・酸素の吸収に障害をあたえ、生育機能低下の原因となるため、十分な防除及び養生を必要とする。

この他に、根は乾燥に弱く、ひからびた根の多いものは活着がむずかしいので避けなければならない。

コンテナ栽培樹木においては、樹木の大きさに対応したコンテナに入れてから一定以上の期間育成栽培をおこない、容器内で細根を十分に発達させたものであることが大切である。しかしながら、コンテナに入れてから長期間植替えを行わないでいると、根は容器の壁に沿ってぐるぐると何重にも廻って根の壁を形成する。このような状態になったものはそのまま植え付けると成長が停滞したり枯死したりする恐れがある。

また、逆に大きいコンテナに植え替えた後、短期間で出荷すると根の発達が不十分であるため、輸送中に根鉢<sup>ねぼち</sup>が割れたり土がこぼれたりする。

一般に、コンテナをはずした時、根が上記のような状態にあるものは好ましくない。

### 3) 根鉢

樹種の特성에応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻やコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。

ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。

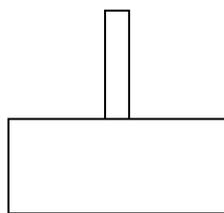
#### 【解説】

根鉢とは、樹木を移植する際に掘り上げる根系を含んだ土のまとまりをいう。

根鉢は、樹木の根元に土がしっかりと付き、鉢くずれ、根切れ、乾燥が起きない程度に大きく取り、常に湿り気が保持されていることが重要である。

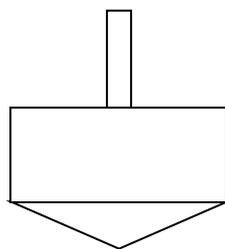
根鉢の大きさ（直径）は、幹の根元の直径（根元径）によって異なり、その標準は一般的に根元径の4～5倍である。ふるい掘りの場合は、一般の根鉢よりも広く根系を掘り上げ、細根も丁寧に細部まで掘り上げなければならない。鉢の深さ（高さ）は、根の状態（細根のある範囲）で決定されるので一律に定めることはむずかしいが、一般的に用いられているおおまかな目安はある図2-31のとおりである。

掘られた鉢は、荒縄・わら・こも、その他の資材（基本的に有機質材料であることが望ましい）によって堅固に巻かれていることが大切である。



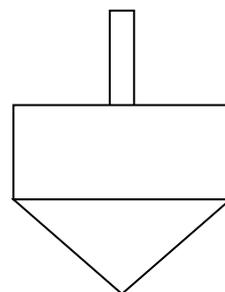
根が浅いところだけに広がっている樹木に用いる

皿鉢（さらばち）



樹木一般に用いる

並鉢（なみばち）



マツ類などの深根性の樹木に用いる

貝尻（べいじり）

図2-31 根鉢の標準的な形（参考）

#### 4) 葉

正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。

#### 【解説】

葉の形姿は、樹種特有の形をしているもので、大きさ・色・肉厚が正常で、しおれなど生じていない光沢のある発育の良好なものが要求される。

樹木の葉の異常は、病虫害・有毒ガス・日焼けなどにより直接葉に被害が生じる場合と、根や幹・枝に異常が生じ、その結果、葉の萎縮、変色または異常肥大、軟弱葉などの症状が出現する場合とがある。いずれにしても、葉部において異常のあることは識別しやすく、そのような樹木は公共用緑化樹木として不適當である。

ただし、虫害などの被害がわずかで、搬入時には害虫が付着していないものは支障がない。



写真 2-9 正常な葉



写真 2-10 異常な葉

## 5) 樹皮 (肌)

損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。

### 【解説】

樹皮 (肌) は、樹種・樹齢に応じた正常な形態・色を有し、形姿の良好なものでなければならない。具体的には、大きな傷・折れ目・裂目を生じていない良好なものが望ましい。

一般的に、樹勢の衰えた樹木の樹皮は、変色・剥離などの症状があらわれる。また、完治していない大きな傷や腐朽部は進行すると、うろ (中が空洞になっているところ) になる場合もあるので、注意しなければならない。



写真 2-11 正常な樹皮



写真 2-12 異常な樹皮

## 6) 枝

樹種の特性に応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。

### 【解説】

枝は、必要な場合を除き、個々の樹種の特性を示す形態であること。また、徒長枝、枯損枝・枝折などの処理及び育成・移植のための剪定が適切に行われているものとする。

必要な場合とは、露地栽培樹木を植栽の適期以外に植栽を行う場合や、必要により根系の発達が悪い樹木（山取りものなど）を植栽する場合で、このような場合は強度の枝抜きをしなければ活着が困難なことが多い。

また、露地栽培樹木においては、通常の植栽時においても苗畑において長く伸びていた根系を詰めて移植を行うわけであるから、水分収支のバランスをとるため、不要な枝等を剪定して植栽が行なわれることが多い。その際の剪定も、基本的に樹種固有の樹形を乱すようであってはならない。



写真 2-13 徒長枝



写真 2-14 枯損枝

## 7) 病虫害

発生がないもの。過去に発生したことがあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

### 【解説】

病虫害とは、樹木が病菌や害虫から受ける被害であり、樹木の生育機能の低下の原因となるものである。

病虫害には、自然に治癒する軽症のものから、枯死に至る重傷のものまであり、その患部は葉・枝・幹・根など樹木全体に及ぶ。公共用緑化樹木は、一般に野外環境で生産されることから、ほとんどの樹木に病虫害の可能性があると見てよい。

検査にあたっては、樹木全体を丹念に調べ、軽微なものは採用するとしても、今後生長に差支えが認められるものは除外しなければならない。

また、毛虫などによる葉の食害で、被害がわずかであると同時に害虫がいないものは採用するとしても、幹に穴があいているもの（テッポウムシ類が内部を食害）、カイガラムシなど駆除がむずかしい害虫が付着した樹木や、病害のある樹木は除外しなければならない。

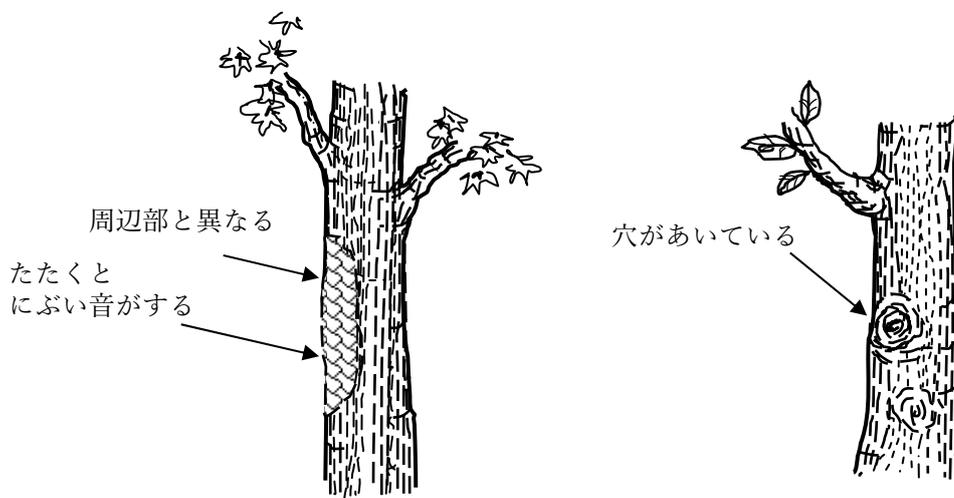
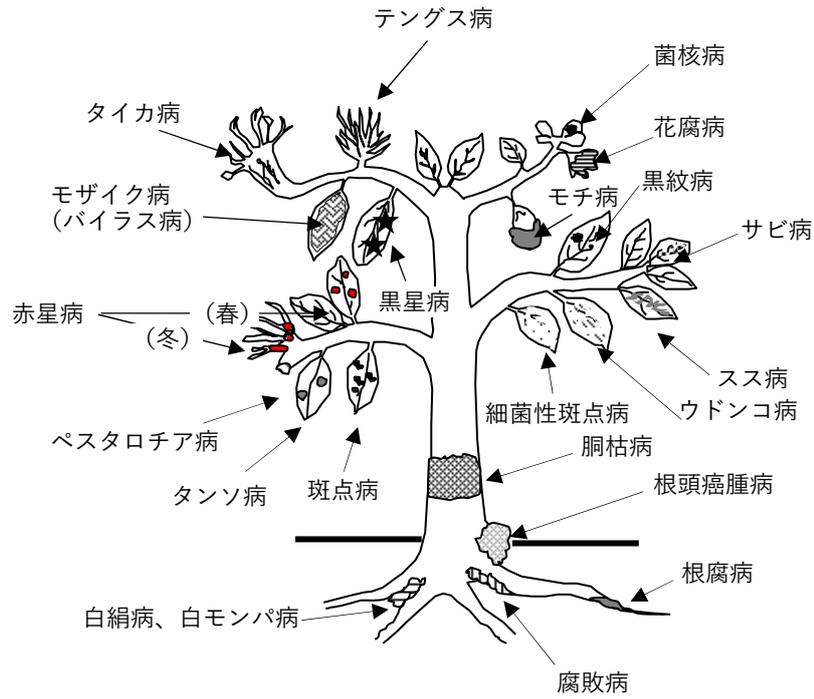


図 2-32 幹の病虫害例 (参考)

<病害> (3本立の樹木)



<虫害>

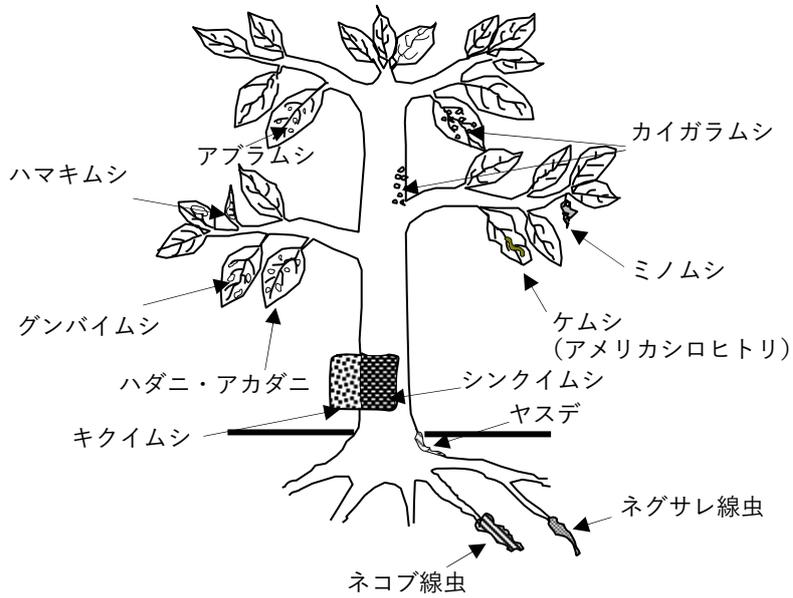


図 2-33 病虫害の例 (参考)

### (3) シバ類

#### 1) 葉

正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。

#### 【解説】

正常な葉形や葉色とは、栽培地での養分の過多・欠乏、過湿、生長抑制剤等の薬剤などの影響を受けず、葉形が徒長・萎縮しない、新鮮な緑色を呈しているものをいう。徒長した葉は、栽培地が日陰で養分が多過ぎる場合に生じる。また、窒素不足での栽培は、淡黄色の葉となりやすい。

正常な密度とは、密生した株や良好なほふく茎から構成されるものである。このようなシバは、栽培地で十分な品質管理のもとに生産されたもので、芝張り施工後、均一に密生した美しい芝生を形成する。

葉に、萎縮や蒸れが生じているものは、一般に畑から切り取った後日時が長く経過したものに多く、活着率に悪い影響を与える。

葉が均一に密生していないものは生育が頻繁段階にあり、まだ密生する段階にいたっていないものといえる。このようなシバは、均一で美しい芝生になるまでに時間を必要とする。

刈込みの高さは、シバの種類や生育時期、季節などにより異なるが、コウライシバ、ノシバなどの日本シバでは概ね 2cm 程度である。



写真 2-15 正常な葉身の状態 (ノシバ)

太陽光を得るため相互に日陰をつくらない密度で葉が生育している。



写真 2-16 枯葉の状態 (ノシバ)

## 2) ほふく茎

ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。

### 【解説】

シバ類のなかには、西洋シバ（ベントグラスなどを除く）のように株で増えるものと、コウライシバ、ノシバのようにほふく茎で増えるものがある。

均一で美しい芝生をつくるためには、株やほふく茎が生氣ある状態で密生していることが大切である。なお、ほふく茎は新しく伸長して、節間が短く、白くて丈夫なものが良く、伸長して時間が経過した暗褐色、黒色のものは取り除くことが望ましい。



写真 2-17 ノシバの匍匐茎  
地表面で伸長する匍匐茎。  
節間長が短いものが活力がある。



写真 2-18 不適切な茎葉の状態  
(コウライシバ)

### 3) 根

根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。

#### 【解説】

シバ類の根にとって、みずみずしく乾燥していないことは、植栽後の活着に大きな影響を与える要因である。

土が乾燥したものは、切り取り後、長時間を経過したものか、運搬途中の養生が悪いものである。このような状態は、休眠中のシバにはあまり影響はないが、一般に気温が上昇してから長時間放置されたものは、活着率に影響を与えるため注意を要する。

また、土くずれのあるものは、栽培時に根が粗であったか、結束、運搬途中の養生が悪かったものであり、いずれも活着率は非常に悪くなる。なお、土は粘性土などが混入せず、畑土のみであることが望ましい。



写真 2-19 根の状態



写真 2-20 根の状態

#### 4) 病虫害

病害（<sup>びょうほん</sup>病斑）がなく、害虫がいないこと。

#### 【解説】

シバの病気は、気温、湿度、日照などの自然条件が原因になる他、刈込みや施肥などの人為的管理の良否にも影響を受ける。

病害の主なものとして、さび病、ラージパッチ病などが挙げられる。葉の表面に、さびのような斑点があり、触れると黄褐色の粉がつくようであればサビ病である。また、同心円状に芝生が茶色になるのは、ラージパッチ病・ブラウンパッチ病などである。

害虫の主なものとして、コガネムシやツトガ、ヨトウムシなどが挙げられる。小さなヨトウムシは日中、葉上で発見することができる。ツトガは、日中地際部にいるためよく注意する必要がある。

このように、病気、害虫ともにその生態を理解した上で、害を最小限にとどめる必要がある。

表 2-14 シバ類にみられる主な病虫害の症状

症状	原因
・葉にサビ色の斑点がある	・病気：さび病
・葉が茶色になる	・病気：ラージパッチ病（斑葉病）、 ブラウンパッチ病
・葉がなくなる	・害虫：ツトガ、ヨトウムシ
・芽が出ない	・病気：春はげ病 ・害虫：コガネムシ



写真 2-21 害虫（コガネムシ）



写真 2-22 ラージパッチ病（斑葉病）

## 5) 雑草等

石が混じったり、雑草、異品種等が混入していたりしないこと。また、根際<sup>ねぎわ</sup>に刈りカスや枯れ葉等が堆積していないこと。

### 【解説】

石などが混じっていると、刈込みの際、芝刈機の刃を損なうばかりでなく、シバの生育を阻害する。

雑草は、芝生の美観を損なうだけでなく、成長差や繁殖様式の異なりから、シバの生育を阻害する。雑草の根は、切り芝の裏からみると、シバ根と異なり見分けがつくため、裏から引き抜くと容易に除去することができる。

異品種の混入は、栽培時に異品種の播種を行うことによって発生する場合や、近隣からの種子飛散や、根茎の一部の進入（栄養繁殖）によって発生する場合があります、葉の形状や葉色等を観察し、あらかじめ除去しておく必要がある。

刈りカスや刈り葉が、過度に堆積しているものは、養水分を遮断してシバの生育を阻害したり、病虫害の発生源になったりするため、切り取り時や積車時の前に除去しておくことが望ましい。



写真 2-23 雑草の侵入  
(チガヤ・コニシキソウの侵入)



写真 2-24 刈りカスや枯葉の堆積  
(ピロードシバ)

#### (4) 草花類

##### 1) 形態

植物種の特性に応じた適正な形態であること。

##### 【解説】

草花の形態とは、植物の形態学上でいう花部（個々の花と花序）と葉部（葉・枝・葉群）により構成される草姿を全体としてとらえたものである。

花壇等に植栽する草花の多くは、ポット苗ないしセル苗である。ポット苗は、播種後に育苗用のポットに移植、養生された苗である。セル苗は、発芽育苗器との兼用でセルが連結したトレイに播種、養生された苗であり、ポット苗と比較すると定植までの養生期間が短いことから、小ぶりである。草花のポット苗は一般に、播種後2か月から5か月程度養生されたものである。一年草の場合、定植地での生育・開花期間は長いものでも5か月程度であることから、定植時の形態の良否はその後の生育や開花状況を左右する。

この形態、すなわち、草姿は、種の特性に依じてバランスがとれ、しっかりとしてよく整ったものが良い。一般的には、草花の苗の場合納品時には、花部等は十分な形態を整えていないことが多いことから、葉部すなわち草丈と葉張りのバランスがとれているもの、つまり枝葉の節間しようせつかんが詰まり締まっているものが望ましい。また、徒長苗は、避けることが望ましい。

なお、ポットの大きさに比べて植物体が大きすぎたり、小さすぎたりするものは、養生期間が不適切で根茎不良なものが多いので注意する。

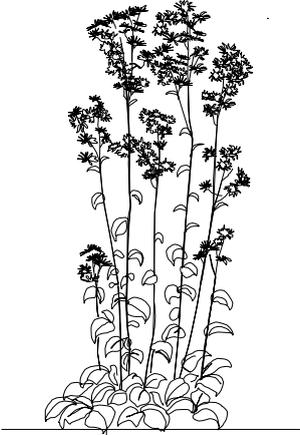
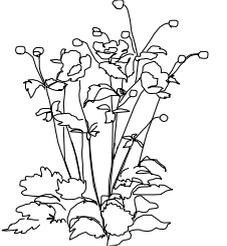
高性	
 <p>カンナ</p>	 <p>シオン</p>
中高性	
 <p>アカンサス・モリス</p>	 <p>シュウメイギク</p>
矮性	
 <p>クロッカス</p>	 <p>シバザクラ</p>

図 2-34 草花類の基本形態 (参考)

## 2) 花

花芽の着花が良好か、もしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。

### 【解説】

一年草、多年草の草花は、多くは花が観賞の主対象となり、多くの美しい花が長期にわたり咲き続けることが望まれる。これにこたえていくためには、植物種の特性に応じて花芽が形成され、出蕾や開花の状況が良好であることが大切である。具体的には、花芽、つぼみ、花は、正常な形、色、密度で、しおれ（変色、変形）や衰弱したものがなく、いきいきしていることが重要である。

花苗としての開花状況は、一般的には定植の季節等により異なり、生長の速い夏用の苗はつぼみが色づく程度まで、生長の遅い晩秋から冬にかけての場合、3分咲き程度までとすることが望ましい。

### 3) 葉

正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなくいきいきとしていること。

#### 【解説】

葉は、植物特有の形をしているもので、適正な緑で色つやがよく、大きさ・厚さが正常で、しおれなどを生じていないものが望ましい。

草花の葉の異常は、病虫害、日焼けなどにより直接、葉に被害が生じる場合と、根や枝の異常の結果、葉の萎縮・変色または異常肥大・軟弱葉などの症状として出現する場合とがあることから、しおれ（変色・変形）た葉や衰弱した葉がある花苗は避けることが望ましい。

#### 4) 根

根系の発達がよく、細根が多く、乾燥していないこと。

##### 【解説】

植栽後の活着を高め、生育を安定させるためには、根が良好な状態であることが大切な要件である。

根は、細根や根毛などの多くが切断されると、活着能力が低下する。また、根における病虫害の発生は、養水分・酸素の吸収に障害をあたえ、生理機能低下の原因となるため、十分な防除を必要とする。

ポット苗では、植物の大きさに適応したポットを用いて、一定以上の期間、育成栽培をおこない、容器内で細根を十分に発達させたものであることが大切である。養生期間が長すぎると、根は容器の壁に沿ってぐるぐると何重にも廻って根の壁を形成したり、容器から外へ出て地中に伸びる場合もあり、このような状態の根を植え付けると、生長が停滞したり、枯死したりする恐れがあることから注意を要する。

また、植物の大きさに対して大きすぎるポットに植替えた後、短期間で出荷すると、根の発達が不十分であるため、内部には切断根が見られ、輸送中に根鉢が割れたり、土がこぼれたりする原因となる。

基本的には、ポットから抜いて白根の多い根群が認められるものが望ましい。

## 5) 病害

発生がないもの。

### 【解説】

病害とは、植物が細菌やカビ、ウイルスから受ける被害であり、植物の生育機能低下の原因となるものである。

草花で見られる病害には、灰色カビ病、ベト病、ウドンコ病などが多く、検査にあたっては植物全体を丹念に調べ、病害が認められるものは除外する。特に、当該固体の今後の生長不良や他への伝染の恐れのあるものは除外しなければならない。

## 6) 虫害

発生がないもの。過去に発生したことがあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

### 【解説】

虫害とは、植物が害虫から受ける被害であり、植物の生育機能低下の原因となるものである。

草花でみられる虫害には、葉や茎、根を食べるそしゃく口の害虫であるアオムシやヨトウムシ、葉や茎などに寄生して吸汁する吸収口の害虫であるアブラムシやハダニ類などがある。

検査にあたっては植物全体を丹念に調べ、当該固体の今後の生長不良と他への影響の恐れのあるものは除外しなければならない。また、虫そのものでなくても、その卵がついている場合があるので十分確認することが望ましい。

昆虫類のほかにも、鉢裏などにナメクジなどがいることが多く、食害や粘液による腐りをもたらすため注意を要する。

(5) その他地被類

1) 形態

植物の特性に応じた形態であること。

【解説】

その他地被類は、一般に生産日数が草本類で数箇月、木本類で半年程度である。したがって、整った形態を持つまでには至らないが、<sup>たちせい</sup>立性、<sup>ほいせい</sup>這性、つる性などその植物の特性に応じた形態を有していることが必要である。



写真 2-25 木本類  
(ハイビャクブルーカーペット)



写真 2-26 草本類 (フッキソウ)



写真 2-27 つる性類  
(ヘデラ・ヘリックス)



写真 2-28 ササ類 (コグマザサ)

## 2) 葉

正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。

### 【解説】

葉は、植物特有の形をしているもので、大きさ・色・厚さが正常で、しおれなどを生じていないものが望ましい。

植物の葉の異常は、病虫害、日焼けなどにより直接葉に被害が生じる場合と、根や枝の異常の結果、葉の萎縮、変色または異常肥大、衰弱葉などの症状として出現する場合とがある。



写真 2-29 不適正な葉の密度



写真 2-30 不適正な葉のしおれ

### 3) 根

根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。

#### 【解説】

植栽後の活着を高め、成育を安定させるためには、根が良好な状態であることが大切な要件である。

根は、細根や根毛などの多くが切断されると、活着能力が低下する。また、根における病虫害の発生は、養水分・酸素の吸収に障害をあたえ、生理機能低下の原因となるため、十分な防除を必要とする。

一般に、地被類等はコンテナ栽培品が主であることから、植物の大きさに適応したコンテナを用いて、一定以上の期間、育成栽培をおこない、容器内で細根を十分に発達させたものであることが大切である。コンテナに入れてから長期間植替えを行わないと、根は容器の壁に沿ってぐるぐると何重にも廻って根の壁を形成したり、容器から外へ出て地中に伸びる場合もあり、このような状態の物を植え付けると、生長が停滞したり、枯死したりする恐れがあることから注意を要する。

また、植物の大きさに対し、大きすぎるコンテナに植替えた後、短期間で出荷すると、根の発達が不十分であるため、内部には切断根が見られ、輸送中に根鉢が割れたり、土がこぼれたりする原因となる。

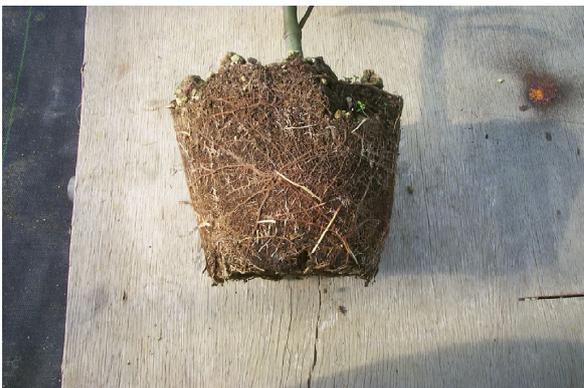


写真 2-31 適正な根の状態



写真 2-32 不適正な根の状態

#### 4) 病虫害

発生がないもの。過去に発生したことがあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

##### 【解説】

病虫害とは、植物が病菌や害虫から受ける被害であり、植物の生育機能低下の原因となるものである。

その他地被類で見られる病害虫には、アブラムシやハダニなど微小なものも多く、検査にあたっては植物全体を丹念に調べ、今後の生長にさしつかえるものとみられるものは除外しなければならない。

また、コンテナ栽培品では、容器の底にナメクジなどがいることが多く、注意を要する。



写真 2-33 病虫害



写真 2-34 病虫害

## 2-9 寸法規格

樹木等の寸法規格は、寸法規格表のとおりである。

### 【解説】

#### ≪樹種の名称≫

樹種の名称については、植物学上の名称と流通上の名称があり、流通上の名称も統一されていないものが多いことから、本基準(案)においては、原則として植物学上の和名を用いる。ただし、必要なものについて同種異名の表記を行う場合は、一般的に定着している名称を優先し、別名を（ ）で附記している。

樹種は、種単位に取り扱う。ただし、サトザクラには八重系と一重系があり、これらを識別するためには個々の品種名を明記する必要があるため、特例としてサトザクラ(ヤエザクラ含む)とする。

#### ≪種・品種の取扱い≫

種と品種で、寸法規格に相違がない場合は区別せず、備考欄に必要事項(品種名、花色等)を表記した。ただし、すでに市場性を有し、固有のものとして取り扱われている品種は区別した。

#### ≪寸法の表示≫

樹木の寸法を表す項目として、樹高(H)、幹周(C)、枝張[葉張](W)、株立数(B、N)を用いることとした。

樹齢や樹種特性による枝葉の形態より、幹周の寸法が確保できないものや、下枝高がほとんどないもの(アカエゾマツ、カイズカイブキ、サザンカ、サンゴジュ、ムクゲ等)については、樹高(H)と枝張[葉張](W)のみの表示とした。

特殊樹形のうち、枝垂形のシダレヤナギ、シダレザクラ、ファスティギアタ形のポプラについては、樹高(H)と幹周(C)を、平伏形のハイビヤクシンについては長さのみを葉張(W)の欄に表示した。

幹周を、「根元周」であらわすべき必要性のある樹種(ウメ等)については幹周(C)の特例として根元周で測る旨を備考欄に明記した。

特殊樹木(カナリーヤシ、ソテツ、ワシントンニア・ロブスタ等)の、樹高(H)については、幹の高さを示すことが適当であることから、これも樹高(H)の特例として備考欄に幹高であることを明記した。

《備考欄における特記事項》

特記事項として、種・品種名、樹形（株立物）や、生産方法等に関して、特に限定する必要があるものについては、その旨を備考欄に注記した。

なお、モンタナマツの備考欄において、類型区分のための用語を使用しているが、これはモンタナマツが樹高の伸びない矮性のマツであるが、樹高よりも横に這い広がる葉張りが優先する樹形となる品種群を「這性」とし、横への広がりよりも縦への上方生長が優先する樹形となる品種群を「立性」としたものである。

## 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説(第5次改訂対応版)

---

1988年 9月 26日 初版

1996年 2月 27日 改訂版

2003年 10月 1日 改訂版

2009年 2月 25日 改訂版

-----  
2023年 6月 19日 Web 修正版

監修 国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 緑地環境室

編集 一般財団法人 日本緑化センター

発行 一般財団法人 日本緑化センター

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町1-2-29 K.I.H ビルディング2F

TEL: 03-6457-5215 (代表) FAX: 03-6457-5219

---